



**令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業**

**認可外保育施設の指導監督基準の適合促進に関する  
調査研究**

**調査報告書**

KPMG コンサルティング株式会社

令和 6 年 3 月

## 目次

1	本調査研究事業の概要	2
1.1	背景・目的	2
1.2	方法・計画	3
2	調査結果	5
2.1	自治体アンケート調査	5
2.1.1	実施概要	5
2.1.2	調査結果	6
2.2	自治体ヒアリング調査	44
2.2.1	実施概要	44
2.2.2	調査結果	45
3	有識者検討会	74
3.1	実施概要	74
3.2	検討結果	75
4	総括	76
5	参考資料	78
5.1	参考資料 1（自治体アンケート調査票）	78
5.2	参考資料 2（事例集）	81

# 1 本調査研究事業の概要

## 1.1 背景・目的

認可外保育施設については、都道府県が立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、以下、「基準」という）の適合状況を確認しているが、立入調査実施率が低いこと（令和 3 年 3 月 31 日時点で 43.6%）、不適合の施設が一定数ある（同 31.4%）ことが課題となっている。

特に、幼児教育・保育の無償化について、認可外保育施設が無償化の対象（子ども・子育て支援法第 30 条の 2 等）となるには、基準を満たすことが必要とされている（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号及び子ども・子育て支援法施行規則第 1 条）。現在、5 年間は基準を満たさなくても無償化の対象とする経過措置（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）附則第 4 条）が設けられているが、期間終了後は、基準を満たすことが必須条件となる。

認可外保育施設の基準適合を促進し、当該施設の質の向上を図るため、以下の対応策がとられてきた。

### ① 地方自治体の体制

各地方自治体の限られた人的リソースの中で立入調査を効果的・効率的に行うためには、巡回支援指導員の活用が有効であり、その促進に向けて、令和 4 年 3 月に活用方法や事例をまとめた資料のほか、基準を解説する動画が作成された。

### ② 基準適合判定の在り方

施設数が多い等の理由により、立入調査の実施率が低い地方自治体においても、本来は基準適合判定を着実に実施する必要があるが、既に立入調査の頻度、対象施設の絞り込み、書面による確認等の調査方法の観点などから、立入調査が一定程度柔軟化されている部分がある。この扱いについては地方自治体内でも認識に差があることから、改めて周知が行われた。

### ③ 基準適合に向けた支援

不適合の要因としては、「施設及びサービスに関する内容の掲示」や「非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施」等が多く挙げられているだけでなく、ハード整備等に係る資金等の確保にも課題がある。そのため、認可外保育施設が基準を満たすことができるよう、施設の改修・移転費用、保育士の資格取得等に対する支援が時限的に拡充された。

## 1.2 方法・計画

本調査研究では、次の 3 つの視点で調査を行い、その際、当該課題に知見のある有識者等によって構成される有識者検討会を設置し、助言を求めることとした。また調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議を実施した。

### ① 地方自治体の体制に関するヒアリング調査

立入調査実施率が低く、かつ巡回支援指導員が活用されていない地方自治体にヒアリングを行い、国の作成した資料や動画の活用状況を把握するとともに、当該資料や動画を活用してもなお、立入調査実施率が低い、または巡回支援指導員の活用に至っていないケースの課題を分析し、対応策を検討する。

### ② 基準適合判定の在り方に関するヒアリング調査

立入調査実施率が低い地方自治体にヒアリングを行うことにより、その要因を分析する。また、施設数が多くても立入調査実施率が高い地方自治体にヒアリングを行い、立入調査の頻度、対象施設の絞り込み、書面による確認等の調査方法に関する好事例を収集し、事例集を作成する。

### ③ 基準適合に向けた支援に関するヒアリング調査

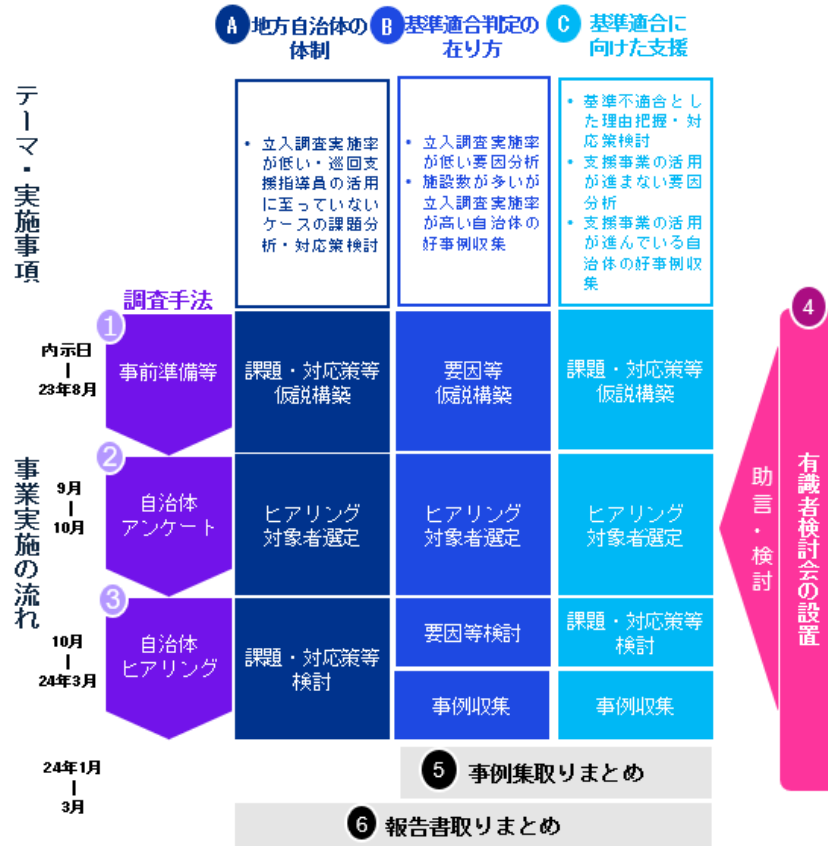
「認可外保育施設の現況取りまとめ」の結果をもとに、不適合の理由として多く挙げられている「施設及びサービスに関する内容の掲示」や「非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施」等について、該当する施設の多い地方自治体を抽出し、具体的にどのような点で不適合と判断したのか、なぜ改善がなされないのか、どうしたら改善されると考えているか等についてヒアリングを行う。

また不適合の理由が、設備項目や人員配置項目の未達であり、施設改修・移転費用、保育士の資格取得等に対する支援（以下、「支援事業」という）の活用が進んでいない地方自治体を抽出し、活用が進まない要因が何なのか等についてヒアリングを行うとともに、活用が進んでいる自治体での活用結びつける工夫等の取組みを収集し、事例集を作成する。

また、本調査研究事業では、ヒアリング対象の地方自治体の選定を効率的に行うために、事前アンケートを実施した。事前アンケートは全国の認可外保育施設の指導監督等を行う立場にあるすべての地方自治体に対して実施し、「地方自治体の体制」、「基準適合判定の在り方」、「基準適合に向けた支援」の現状把握と課題仮説の修正、およびヒアリング対象先の選定に活用した。

以下図表 1 に本調査研究事業の全体フローを示す。

図表 1 本調査研究事業の全体フロー



## 2 調査結果

### 2.1 自治体アンケート調査

#### 2.1.1 実施概要

「現状把握」と「ヒアリング対象先の選定」という観点より、地方自治体向け（以下、「自治体」という）のアンケートを実施した。以下に、アンケート調査の実施概要を示す。

期 間	: 令和5年10月4日～10月27日
調 査 形 式	: Webでのオンラインアンケートにより実施した。一部の自治体は表計算ソフト形式での回答希望があったため、個別に記入用シートを送付することとした。（自治体アンケート調査票は参考資料1を参照）
調 査 対 象	: 認可外保育施設の指導監督義務がある自治体（47の都道府県、20の政令市、62の中核市、6の児童相談所設置市）及び、権限移譲が行われている自治体（都道府県や市より認可外保育施設の指導監督における事務・権限の移譲を受けている自治体）

以下、図表2にアンケート回答状況を示す。なお、一部都道府県においては各管轄において回答を受け付けたため、総回答数は184となる。

図表2 自治体アンケート回答状況（2023年11月2日時点）

対象	母数	回答数	回答率
都道府県	47	25	53%
政令市	20	16	80%
中核市	62	43	69%
児童相談所設置市（政令市、中核市除く）	6	3	50%
権限移譲の自治体	-	90	-
計	-	177	-

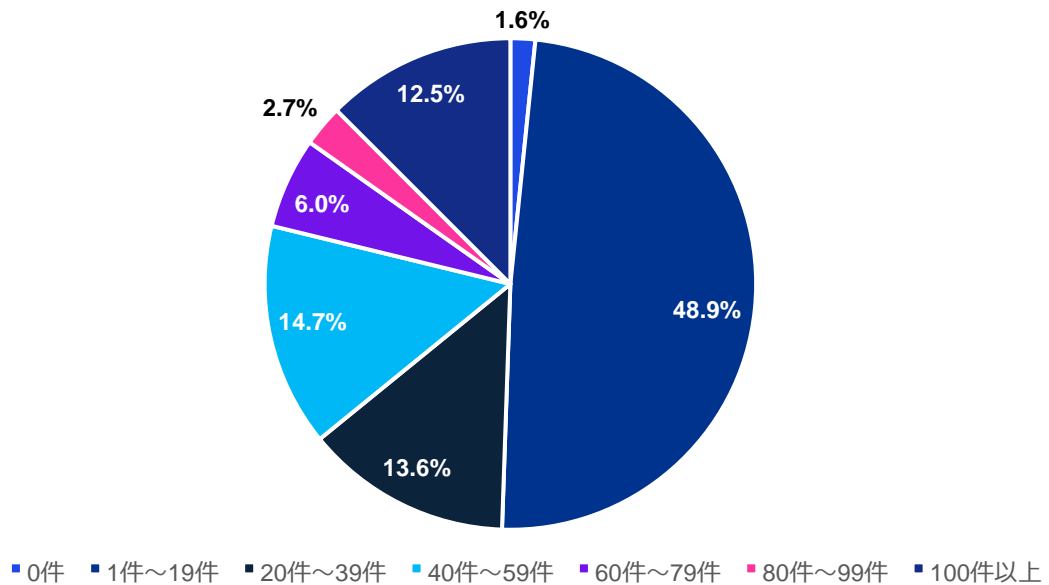
## 2.1.2 調査結果

### 2.1.2.1 認可外保育施設への立入調査の実施状況

認可外保育施設の指導監督等を行う立場にある自治体について、立入調査の実施状況を把握するために、認可外保育施設数を尋ねた。「1件～19件」が48.9%と最も多く、次いで「40件～59件」が14.7%という結果となった。

以下図表3に認可外保育施設数を示す。

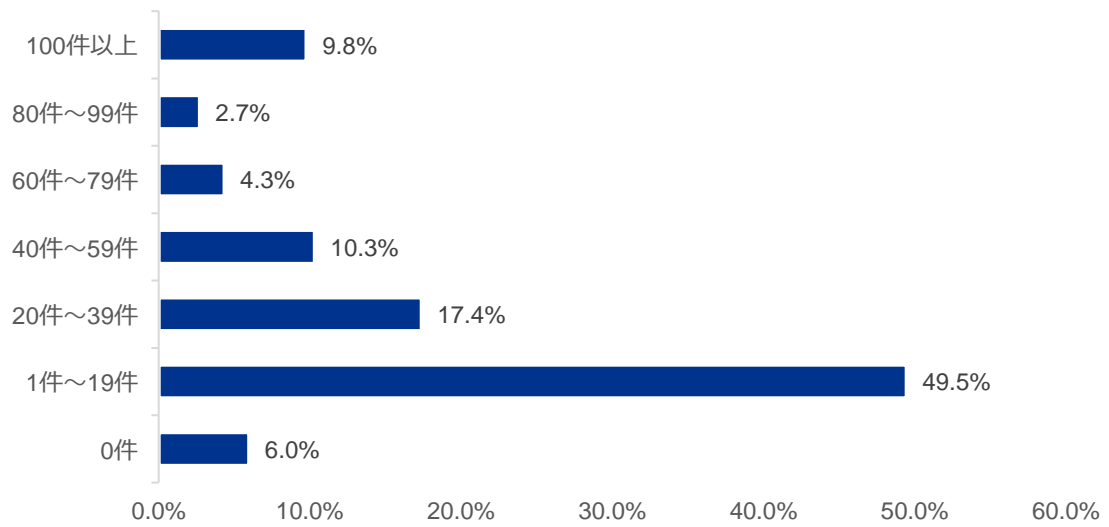
図表3 認可外保育施設数 (n=184)



立入調査実施件数を尋ねた。「1件～19件」が49.5%と最も多く、次いで「20件～39件」が17.4%という結果となった。

以下図表4に立入調査実施件数を示す。

**図表4 立入調査実施件数 (n=184)**

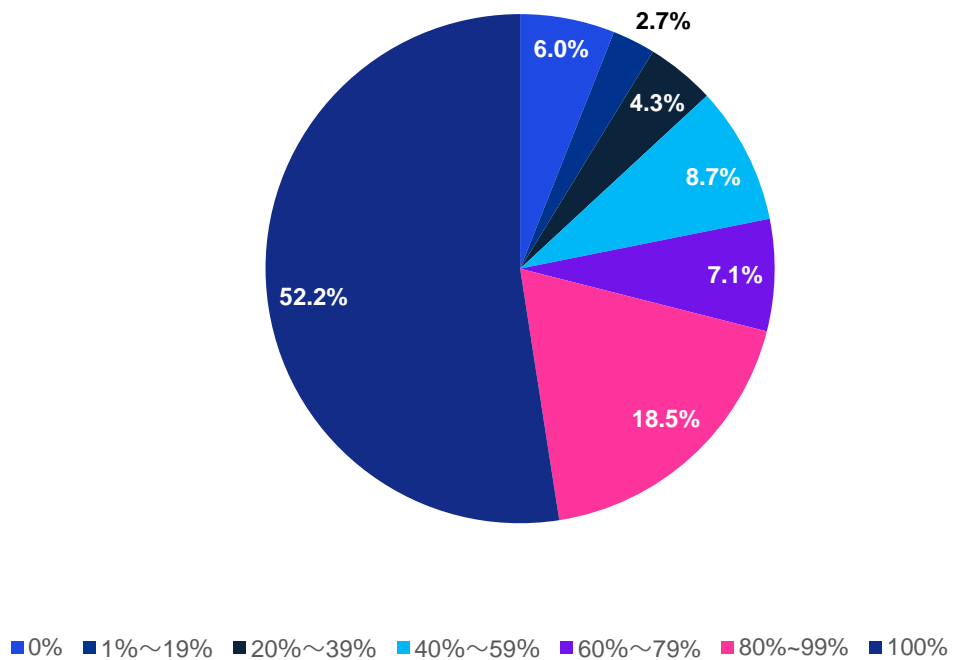




立入調査実施率を尋ねた。「100%」の自治体が 52.2%と最も多く、次いで「80%~99%」が 18.5%という結果となった。

以下図表 5<sup>1</sup>に立入調査実施率を示す。

**図表 5 立入調査実施率 (n=184)**

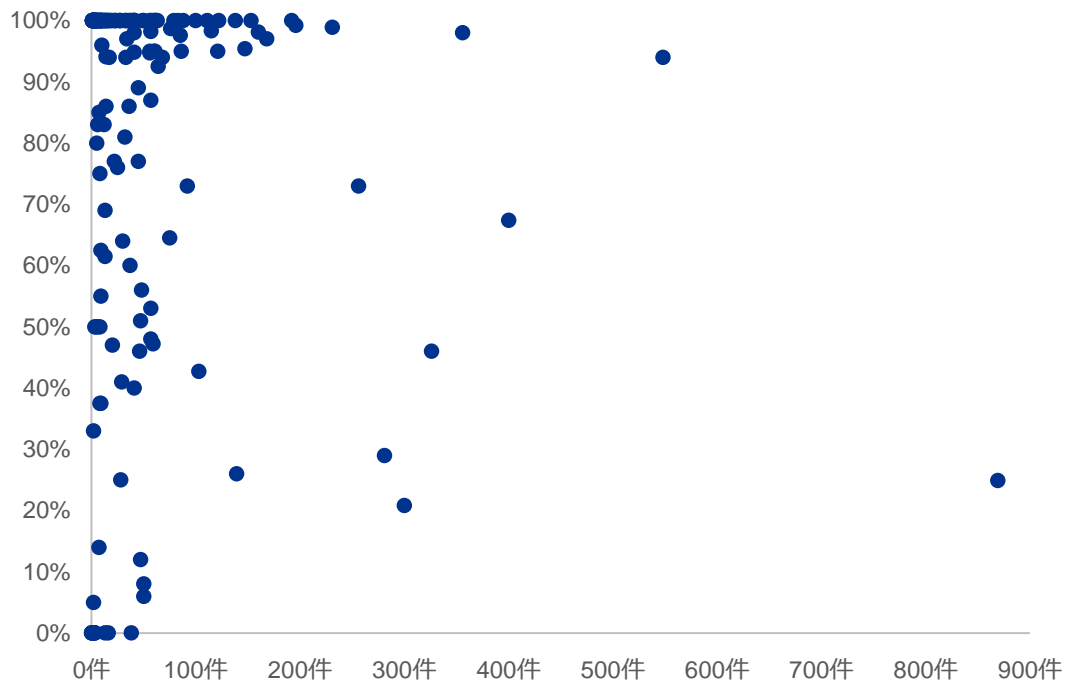


<sup>1</sup> 本報告書では、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、パーセンテージ合計は 100%とならない場合があります

認可外保育施設数と立入調査実施率の関係性を探るため、クロス集計を実施した。その結果、施設数の多少が立入調査実施率の高低に影響していないことがわかり、これら2つには関連性がないと言える。

以下図表6に認可外保育施設数と立入調査実施率の分布を示す。

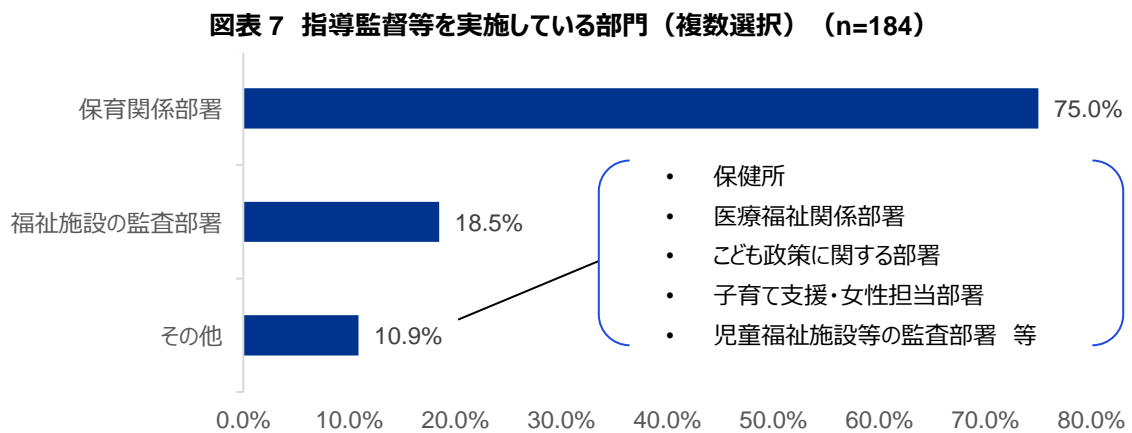
**図表6 認可外保育施設数と立入調査実施率の分布 (n=184)**



### 2.1.2.2 認可外保育施設への立入調査や指導監督実施体制

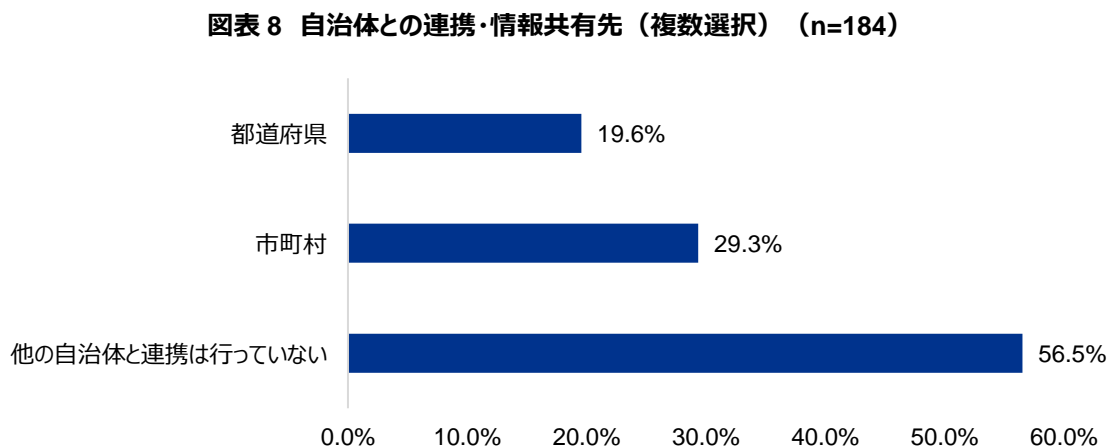
立入調査や指導監督等を実施している部門を尋ねた。「保育関係部署」が75.0%と最も多く、次いで「福祉施設の監査部署」が18.5%という結果となった。「その他」として、保健所や医療福祉関係部署、こども政策に関する部署、子育て支援・女性担当部署、児童福祉施設等の監査部署という回答があり、認可外保育施設の指導監督等の業務の担当部署は自治体により異なることがわかった。

以下図表7に指導監督等を実施している部門を示す。



指導監督等を実施するにあたり、他の自治体と連携・情報共有を行っているか尋ねた。「他の自治体と連携は行っていない」が56.5%と最も多く、次いで「市町村」が29.3%、「都道府県」が19.6%という結果となった。

以下図表8に自治体との連携・情報共有先を示す。



回答自治体の施設数と指導監督等の実施人数の関係性を探るため、クロス集計を実施した。施設数が多い自治体でも少人数で指導監督等を実施している場合もあり、自治体の体制として人手不足であると言える。

以下図表 9 に施設数と指導監督等の実施人数を示す。

**図表 9 施設数と指導監督等の実施人数 (n=184)**

施設数 人数	0件	1件~19 件	20件~ 39件	40件~ 59件	60件~ 79件	80件~ 99件	100件以 上	総計
0人	1	0	0	0	0	0	0	1
1人~4人	2	72	9	11	3	0	4	101
5人~9人	0	15	5	10	5	4	9	48
10人以上	0	3	11	6	3	1	10	34
総計	3	90	25	27	11	5	23	184

指導監督等を実施している人数、立入調査実施率についてもクロス集計を実施した。指導監督等を実施している人数と、立入調査実施率は関連性がみられない。

以下図表 10 に実施率と指導監督等の実施人数を示す。

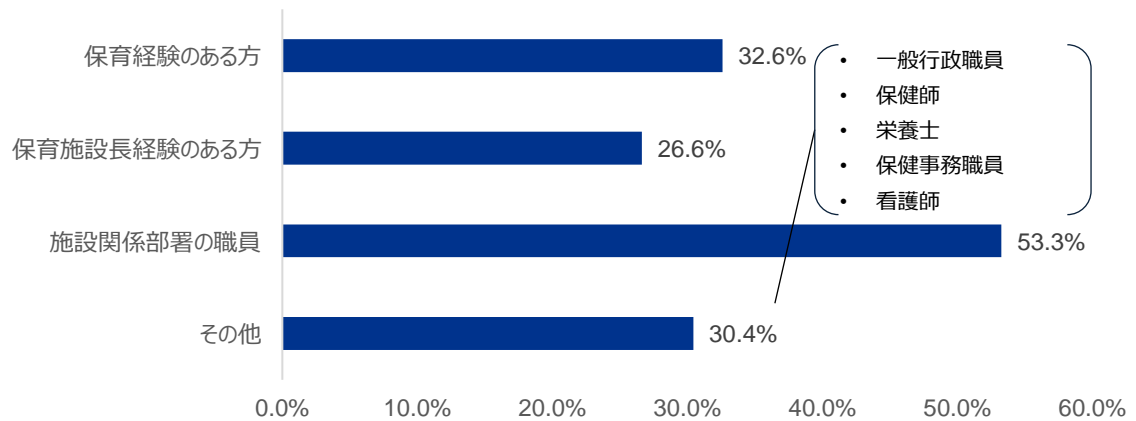
**図表 10 実施率と指導監督等の実施人数 (n=184)**

実施率 人数	0%	1%~ 19%	20%~ 39%	40%~ 59%	60%~ 79%	80%~ 99%	100%	総計
0人	1	0	0	0	0	0	0	1
1人~4人	9	4	2	7	6	15	58	101
5人~9人	1	0	3	7	6	10	21	48
10人以上	1	1	3	2	1	9	17	34
総計	12	5	8	16	13	34	96	184

指導監督等を実施している方の経歴について尋ねた。「施設関係部署の職員」が 53.3%と最も多く、次いで「保育経験のある方」が 32.6%、「保育施設長経験のある方」が 26.6%、「その他」が 30.4%という結果となった。

以下図表 11 に指導監督等を実施している方の経歴を示す。

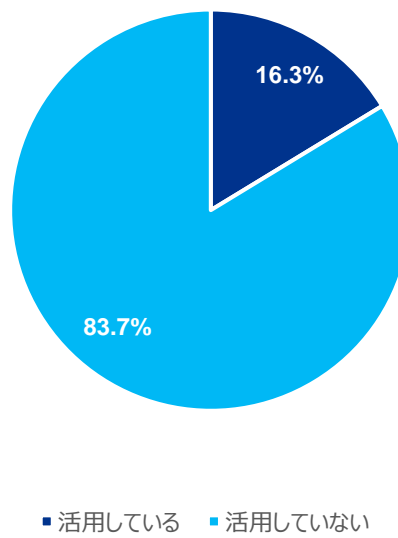
**図表 11 指導監督等を実施している方の経歴（複数選択）（n=184）**



指導監督等の実施にあたり、巡回支援指導員を活用しているかどうかについて尋ねた。「活用している」が16.3%、「活用していない」が83.7%という結果となり、巡回支援指導員を活用している自治体は少ないと言える。

以下図表 12 に、巡回支援指導員の活用状況を示す。

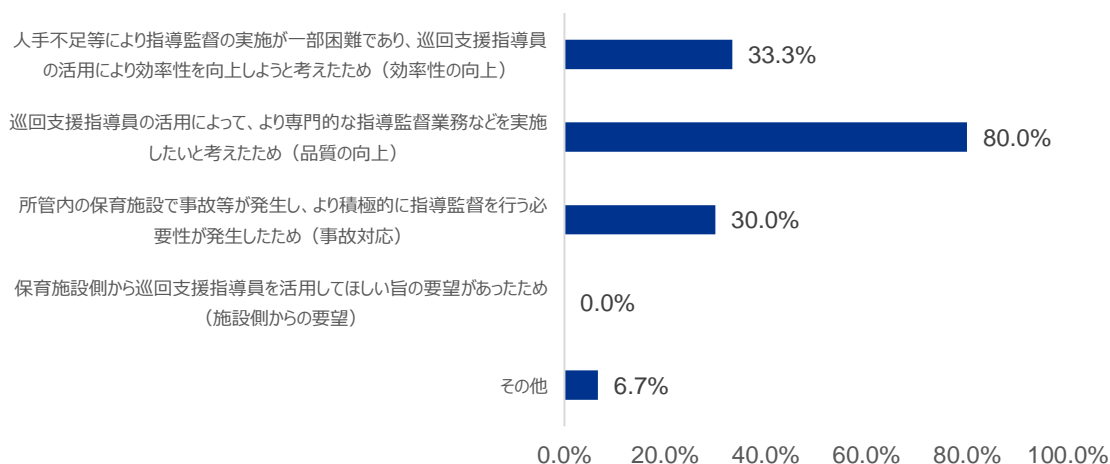
**図表 12 巡回支援指導員の活用状況 (n=184)**



巡回支援指導員を「活用している」と回答した自治体に、巡回支援指導員を活用した背景と理由を尋ねた。最も多かった回答は、「巡回支援指導員の活用によって、より専門的な指導監督業務などを実施したいと考えたため（品質の向上）」で 80.0%となった。次いで、「人手不足等により指導監督の実施が一部困難であり、巡回支援指導員の活用により、効率性を向上しようと考えたため（効率性の向上）」が 33.3%、「所管内の保育施設で事故等が発生し、より積極的に指導監督を行う必要性が発生したため（事故対応）」が 30.0%という結果となった。

以下図表 13 に巡回支援指導員を活用した背景と理由を示す。

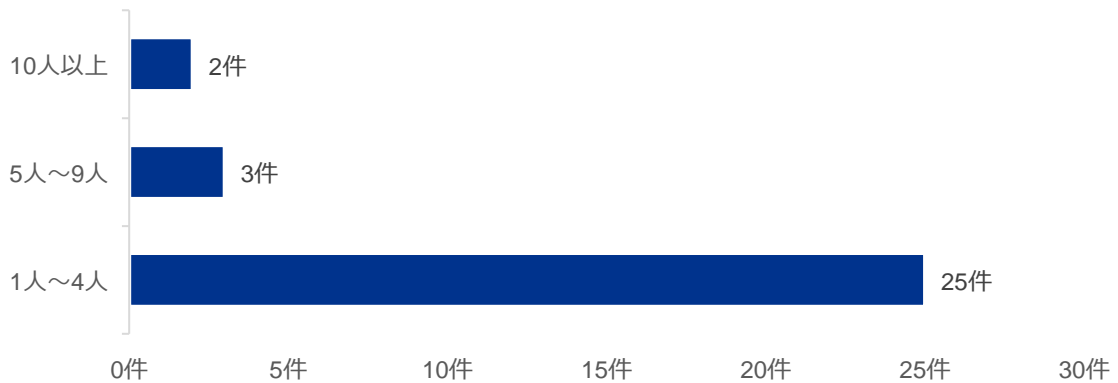
**図表 13 巡回支援指導員を活用した背景と理由（複数選択）（n=30）**



活用している巡回支援指導員の人数について尋ねた。「1人～4人」が最も多い25件、「5人～9人」が3件、「10人以上」と回答した2件は大規模な都市であった。

以下図表14に巡回支援指導員の人数を示す。

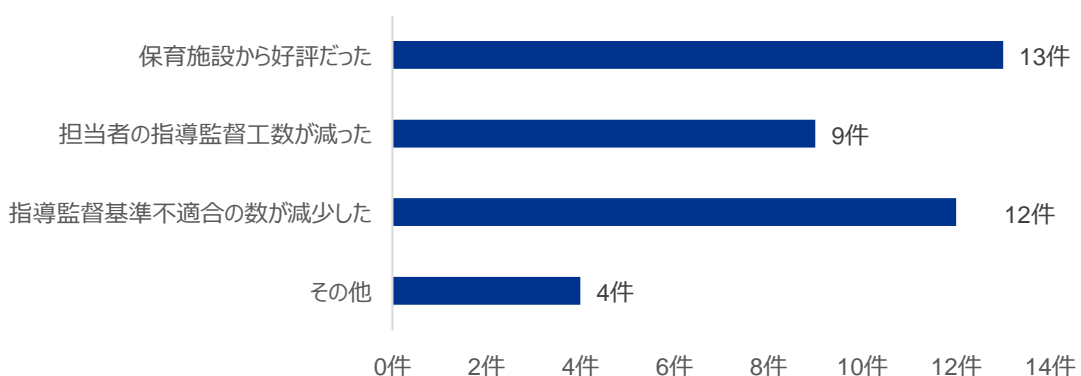
**図表14 巡回支援指導員の人数 (n=30)**



巡回支援指導員を活用している自治体に対し、活用における効果を尋ねた。「保育施設から好評だった」が13件、「指導監督基準不適合の数が減少した」が12件と多く、保育施設に寄り添った指導を実施することにより、保育施設の保育の質が向上したと言える。また、「担当者の指導監督工数が減った」という回答も9件あり、巡回支援指導員を活用することで自治体職員の業務負担を一定数減らすことができると言える。

以下図表15に巡回支援指導員の活用による効果を示す。

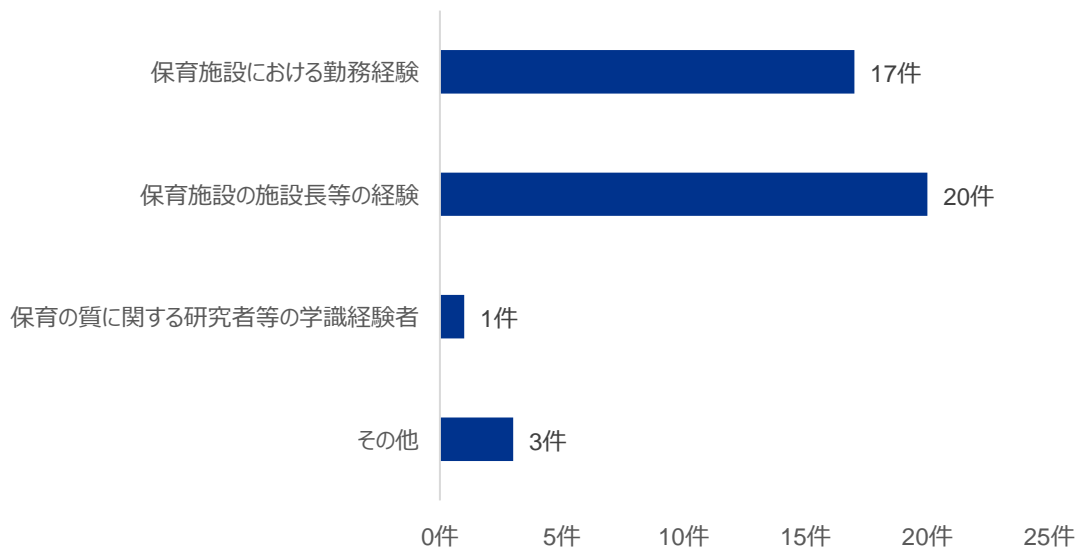
**図表15 巡回支援指導員の活用による効果 (複数選択) (n=30)**





巡回支援指導員を活用している自治体に対して、巡回支援指導員に求める経験を尋ねた。「保育施設の施設長等の経験」が20件と最も多く、次いで「保育施設における勤務経験」が17件という結果となった。以下図表16に巡回支援指導員に求める経験を示す。

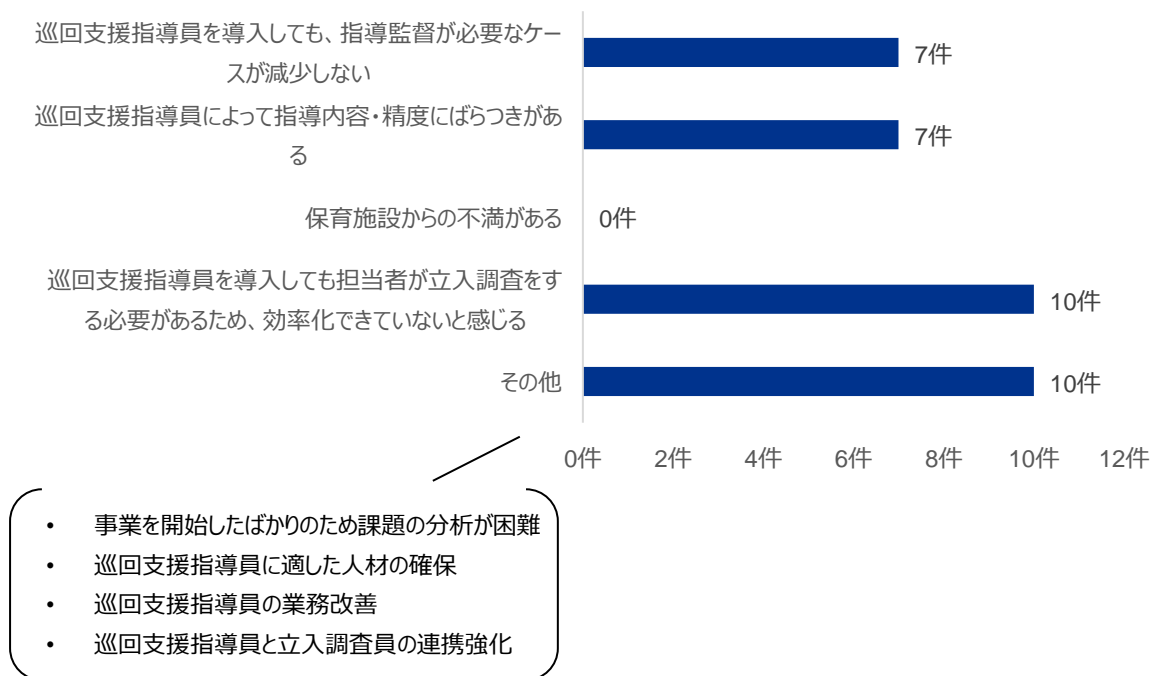
**図表 16 巡回支援指導員に求める経験（複数選択）（n=30）**



巡回支援指導員の活用における課題について尋ねた。「巡回支援指導員を導入しても担当者が立入調査をする必要があるため、効率化できていないと感じる」が 10 件と最も多く、次いで「巡回支援指導員を導入しても、指導監督が必要なケースが減少しない」、「巡回支援指導員によって指導内容・精度にばらつきがある」が 7 件という結果となった。「その他」として、「巡回支援指導員に適した人材の確保」、「巡回支援指導員の業務改善」、「巡回支援指導員と立入調査員の連携強化」という回答がみられた。

以下図表 17 に巡回支援指導員の活用における課題を示す。

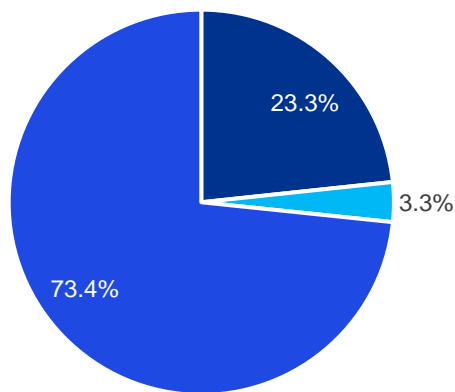
**図表 17 巡回支援指導員の活用における課題（複数選択）（n=30）**



巡回支援指導員を活用している自治体において、育成のための研修の実施の有無について尋ねた。研修を「実施していないし、今後も実施する予定はない」と回答した自治体が 73.4%と最も多く、「実施している」と回答した自治体は 23.3%という結果となった。

以下図表 18 に巡回支援指導員の育成のための研修の実施状況を示す。

**図表 18 巡回支援指導員の育成のための研修の実施状況 (n=30)**

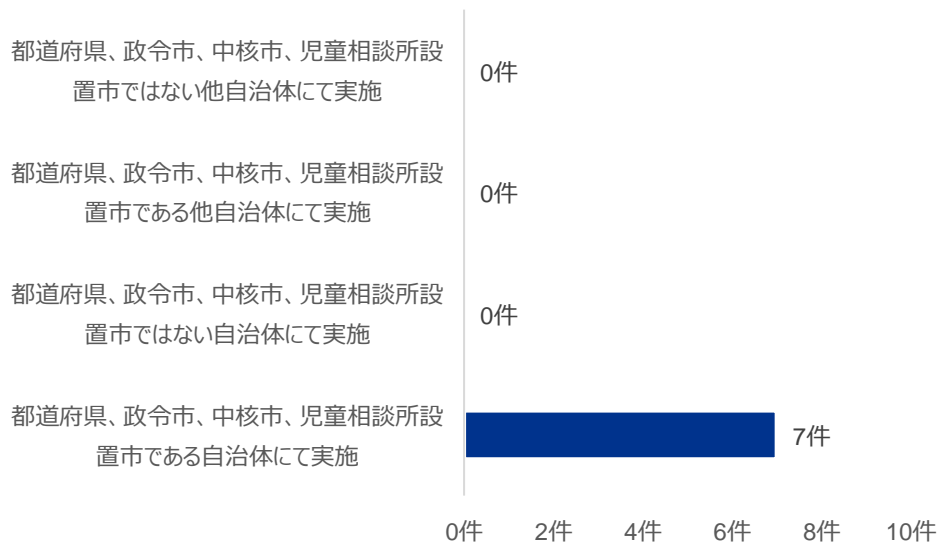


- 実施している
- 実施していないが、今後実施する
- 実施していないし、今後も実施する予定はない

巡回支援指導員の育成のための研修を実施している自治体において、研修の実施主体について尋ねた。7件すべての自治体において「都道府県、政令市、中核市、児童相談所設置市である自治体にて実施」という結果となった。

以下図表 19 に巡回支援指導員の育成のための研修の実施主体を示す。

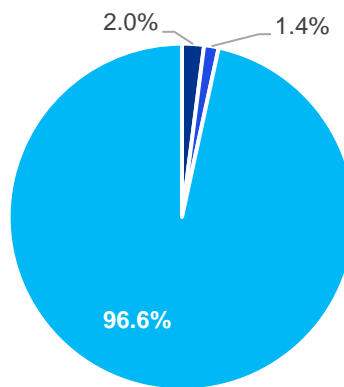
**図表 19 巡回支援指導員の育成のための研修の実施主体 (n=7)**



巡回支援指導員を活用していない自治体に対し、巡回支援指導員の活用予定について尋ねた。「活用を検討している」、「今後、活用を検討する予定である」という自治体はそれぞれ 2.0%、1.4%となっており、残りの 96.6%の自治体は「現状、活用予定や検討予定はない」という結果となった。

以下図表 20 に巡回支援指導員の活用予定を示す。

**図表 20 巡回支援指導員の活用予定 (n=149)**

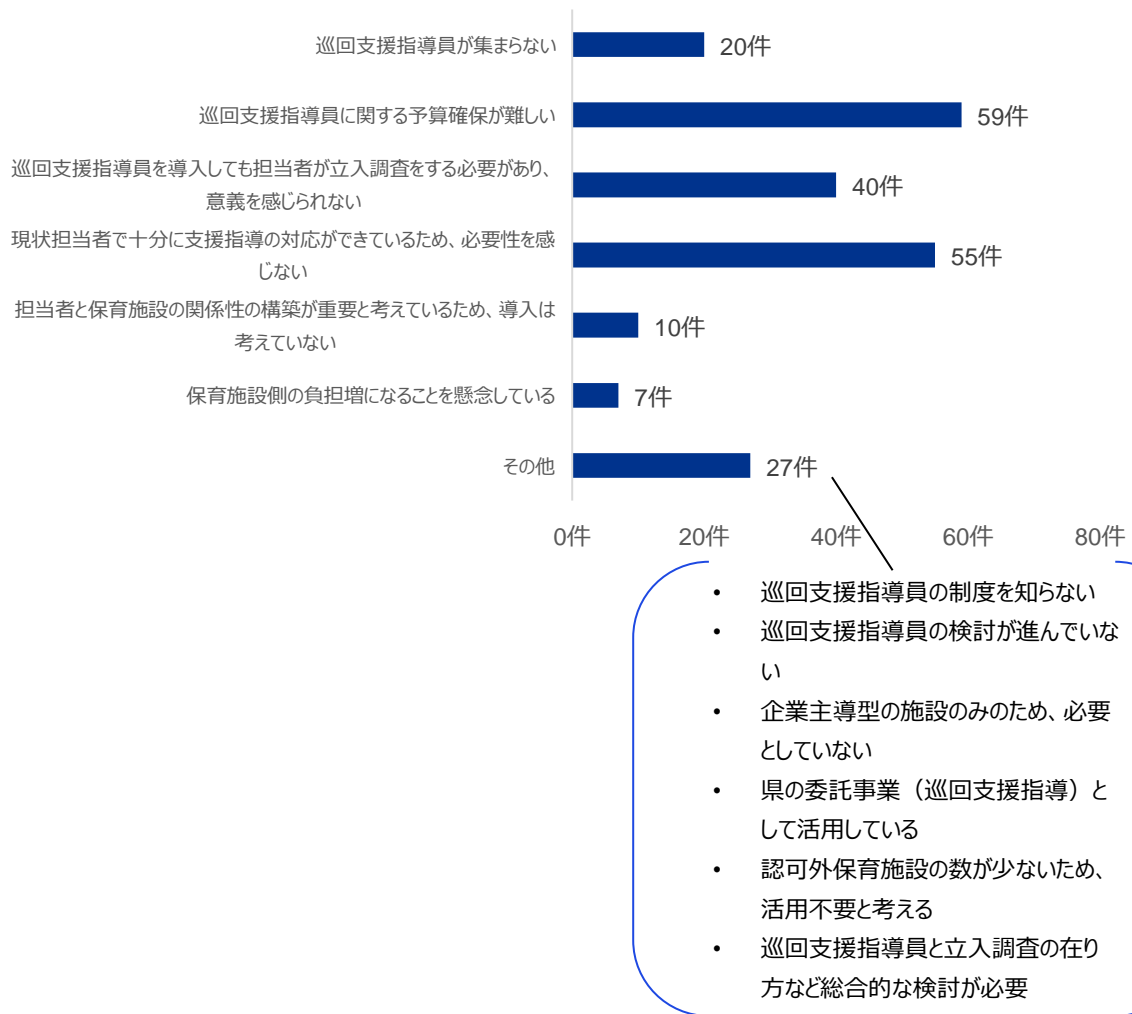


- 活用を検討している
- 今後、活用を検討する予定である
- 現状、活用予定や検討予定はない

巡回支援指導員を活用していない自治体における、活用にあたっての課題について尋ねた。「巡回支援指導員に関する予算確保が難しい」が 59 件と最も多く、次いで「現状担当者で十分に支援指導の対応ができているため、必要性を感じない」が 55 件という結果となった。

以下図表 21 に巡回支援指導員の活用にあたっての課題を示す。

**図表 21 巡回支援指導員の活用にあたっての課題（複数選択）（n=148）**



巡回支援指導員を有効に活用するために国等に求める支援策を尋ねた。「予算補助割合の増加」や「導入費用の交付」、「国等が確保した巡回支援指導員の派遣」、「巡回支援指導員の斡旋また派遣」といった、予算確保と人材確保に課題を感じている自治体が多かった。

以下図表 22 に巡回支援指導員を有効に活用するために国等に求める支援策を示す。

**図表 22 巡回支援指導員を有効に活用するために国等に求める支援策**

分類	内容
<p style="text-align: center;">予算確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予算補助割合の増加</li> <li>• 国の補助割合の増加</li> <li>• 補助率を上げる等、財政措置の補充</li> <li>• 補助金の交付</li> <li>• 導入費用の交付</li> <li>• 区に対する補助割合の引き上げ</li> <li>• 予算補助ができる仕組み</li> <li>• 自治体の財政的な負担をより軽減してほしい</li> <li>• 巡回支援指導員に関する補助枠の拡大等</li> <li>• 巡回支援指導員の雇用等に係る国庫補助金等の交付等</li> <li>• 巡回支援指導事業に係る費用を全額国庫負担にしてほしい</li> <li>• 巡回支援指導事業に対する財政的支援のさらなる拡充</li> </ul>
<p style="text-align: center;">人材確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適切な人材が見つからないため、巡回支援指導員の斡旋または紹介等があれば利用しやすい</li> <li>• 国等が確保した巡回支援指導員の自治体への派遣</li> <li>• 地域ごとの巡回支援指導員の適任者を紹介してほしい</li> <li>• 人材確保のための支援が必要</li> <li>• 直接巡回支援指導員を雇用し、派遣する</li> <li>• 巡回支援指導員を採用できる自治体のみではなく、広域で派遣してもらえるような仕組み</li> <li>• 過疎地域・へき地等における巡回支援指導員の確保</li> <li>• 巡回支援指導員の育成に関する支援策を講じてほしい</li> <li>• 巡回支援指導員活用にあたっての研修等</li> </ul>

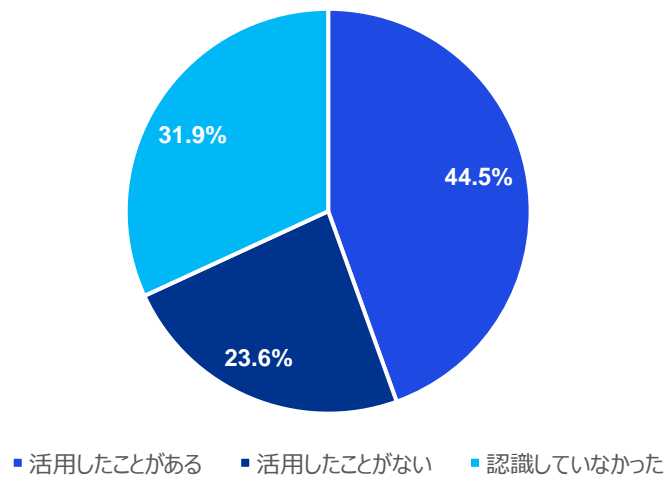
分類	内容
指導監督の制度変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監査専門の部署ではない事務職員が他の業務をいくつも行いながら、認可外保育施設の監査を実施しているため、保育の専門知識がある巡回支援指導員を導入したほうがよいと思っている</li> <li>• 巡回支援指導員のみで指導が完結できるような仕組みづくり</li> <li>• 巡回支援指導員の設置の制度化</li> <li>• 巡回支援指導員の登録制度の構築</li> </ul>
理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 巡回支援指導員についてより詳しく周知してほしい</li> <li>• 巡回支援指導員について勉強不足のため</li> <li>• 巡回支援指導員を導入した場合、職員が巡回方法等のマニュアルを作成し指導する必要があると思うが、国で指導方針のようなものを作成してほしい</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 課題等を含め、有効な活用策について自治体内で十分な議論ができていない</li> <li>• 届け出の受理及び指導監督の範囲で対応できているため、必要性を感じていない</li> </ul>



国が作成した指導監督の事例集や指導監督のポイントに関する動画の活用の有無について尋ねた。「活用したことがある」自治体は 44.5%であり、「活用したことがない」自治体は 23.6%、「認識していなかった」自治体は 31.9%であった。

以下図表 23 に国が作成した指導監督の事例集や指導監督のポイントに関する動画の活用状況について示す。

**図表 23 国が作成した指導監督の事例集や指導監督のポイントに関する動画の活用状況 (n=184)**

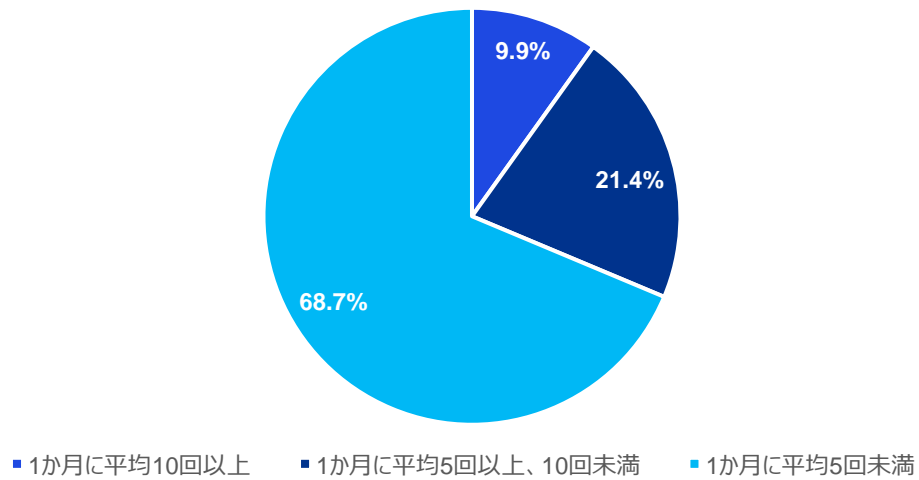


### 2.1.2.3 認可外保育施設における基準適合判定の在り方

担当職員 1 人当たりの立入調査の実施頻度について尋ねた。「1 か月に平均 10 回以上」実施している自治体は 9.9%であり、「1 か月に平均 5 回以上、10 回未満」実施している自治体は 21.4%であった。68.7%の自治体は「1 か月に平均 5 回未満」の実施であった。

以下図表 24 に担当職員 1 人当たりの立入調査の実施頻度を示す。

**図表 24 担当職員 1 人当たりの立入調査の実施頻度 (n=184)**



立入調査の実施における対象施設の選定方法について尋ねた。「全施設実施」が最も多い 98 件であり、次いで「毎年の運営状況報告や自主点検表を確認して決めている」が 60 件と多かった。

以下図表 25 に立入調査対象施設の選定方法を示す。

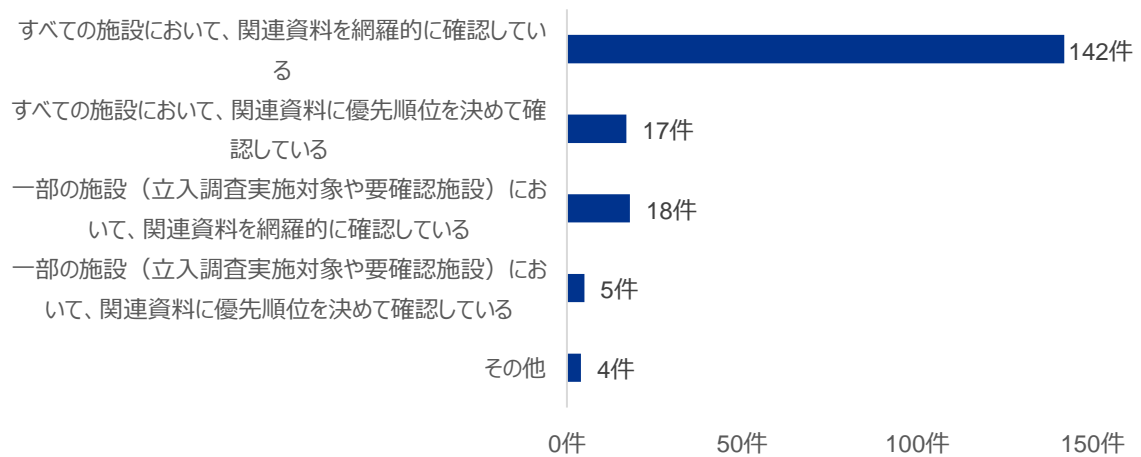
**図表 25 立入調査対象施設の選定方法 (n=184)**

対象施設の選定方法 立入調査実施率	毎年の運営状況報告や自主点検表を確認して決めている	毎年の運営状況報告や自主点検表以外にも資料の提出を要求している	巡回支援指導員による巡回支援指導の結果を踏まえて決めている	全施設実施	去年の結果	新規施設から実施	実施なし	その他	総計
0%	6	0	0	4	0	0	2	0	12
1%~19%	5	0	0	0	0	0	0	0	5
20%~39%	5	0	1	1	0	1	0	0	8
40%~59%	5	0	0	5	4	1	0	1	16
60%~79%	4	1	0	3	2	0	0	3	13
80%~99%	10	1	0	21	1	0	0	1	34
100%	25	4	0	64	0	0	0	3	96
総計	60	6	1	98	7	2	2	8	184

立入調査の実施における関連資料の確認状況について尋ねた。「すべての施設において、関連資料を網羅的に確認している」が 142 件と最も多く、次いで「一部の施設（立入調査実施対象や要確認施設）において、関連資料を網羅的に確認している」が 18 件、「すべての施設において、関連資料に優先順位を決めて確認している」が 17 件という結果となった。

以下図表 26 に関連資料の確認状況を示す。

**図表 26 関連資料の確認状況（複数選択）（n=184）**



基準適合判定にあたっての関連書類の確認方法について尋ねた。「確認のタイミング」と「確認方法」の2つに分類すると、「確認のタイミング」については「立入調査の前に提出を求め、事前に確認してから立入調査を実施するパターン」と、「事前に提出を求めるが確認は当日に実施する、または提出、確認も当日に実施するパターン」に分けることができた。「確認方法」については、「チェックリストに基づき確認を実施しているパターン」と、「証明書交付要領（令和5年1月31日付子発0131第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき確認を実施しているパターン」に分けることができた。

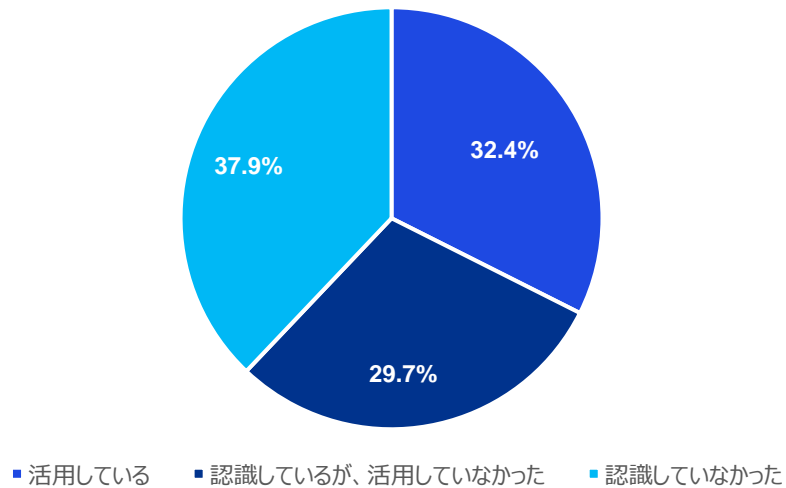
以下図表27に基準適合判定にあたっての関連書類の確認方法を示す。

**図表 27 基準適合判定にあたっての関連書類の確認方法**

確認のタイミング	確認方法
<p><b>【事前提出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員配置項目の適合性判定にあたっては、出勤簿や職員名簿等を事前に提出してもらい判定している</li> <li>面積項目の適合性判定にあたっては、施設図面を事前に提出してもらい判定している</li> </ul> <p><b>【現地監査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査時に提示を依頼し、当日準備できなかった書類（事務所などで保管していたもの等）は後日写しを提出してもらっている</li> <li>関連書類を用意してもらい、その場で確認している</li> <li>施設において目視で確認、確認しきれない場合はコピーして持ち帰って確認</li> <li>全施設に対して、直接施設へ行き、確認資料を掲示してもらっている</li> </ul>	<p><b>【チェックリスト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストに基づき確認している</li> </ul> <p><b>【証明書交付要領】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領に基づき確認している</li> </ul>

立入調査の実施における審査書類チェックリストの活用状況について尋ねた。「活用している」が 32.4%、「認識しているが、活用していなかった」が 29.7%、「認識していなかった」が 37.9%という結果であった。以下図表 28 に審査書類チェックリストの活用状況について示す。

**図表 28 審査書類チェックリストの活用状況 (n=184)**



国が示している審査書類チェックリストを活用していない理由について尋ねた。「独自様式を利用」、「証明書交付要領（令和5年1月31日付子発0131第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）別表評価基準を利用」、「その他」の3つに分類できた。

以下図表29に審査書類チェックリストを活用していない理由を示す。

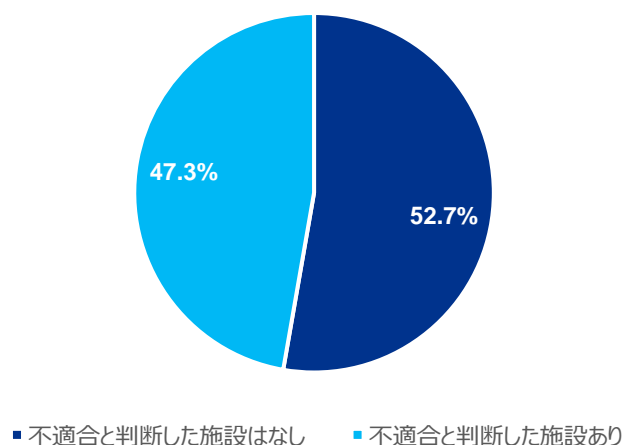
**図表 29 審査書類チェックリストを活用していない理由**

分類	内容
独自様式を利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独自の書類チェックリストを用いているベビーシッターの調査には審査書類チェックリストを活用している</li> <li>• 県、市のチェックリストを使用している</li> <li>• 県で作成したチェックリストを認可外保育施設に配布しており、そちらを使用している、今後必要であれば活用をしたい</li> <li>• 従来のもので問題ないと感じている</li> <li>• 立入調査のための調査票を作成し、全施設立入調査を実施している、今後は、審査書類チェックリストの内容とすり合わせし、アップデートを検討している</li> </ul>
証明書交付要領別表評価基準を利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領別表評価基準を活用しているため</li> <li>• 調査時は、基準に沿った「別表評価基準」を用いることで確認が可能であり、また認可外保育施設が適合証明書の発行を申請する際には、市独自で作成している自己点検表を使用しているため</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ページ数が多いため</li> <li>• 事業者にとってわかりづらい内容に思えるため</li> <li>• 業務が多忙で現在使用している書類との違いや内容の確認等が取れていないため</li> <li>• 活用しなくても、現在は支障なく事務を執行できているが、今後活用することもあると思われる</li> <li>• チェックリストのことを知った時点で、今年度分の立入調査は終了していた</li> <li>• 令和5年度の調査をまだ行っていないため</li> <li>• 保育施設の負担になることを懸念している</li> </ul>

認可外保育施設において不適合と判断した施設の有無について尋ねた。「不適合と判断した施設はなし」が 52.7%、「不適合と判断した施設あり」が 47.3%であった。

以下図表 30 に不適合と判断した施設の有無を示す。

**図表 30 不適合と判断した施設の有無 (n=184)**



立入調査実施率と不適合と判断した施設の有無について関係性を調査するために、クロス集計を実施した。「実施率」100%の自治体においては「不適合と判断した施設はなし」が 56 件と「不適合と判断した施設あり」の 40 件よりも多かった。

以下図表 31 に立入調査実施率と不適合と判断した施設の有無について示す。

**図表 31 立入調査実施率と不適合と判断した施設の有無 (n=184)**

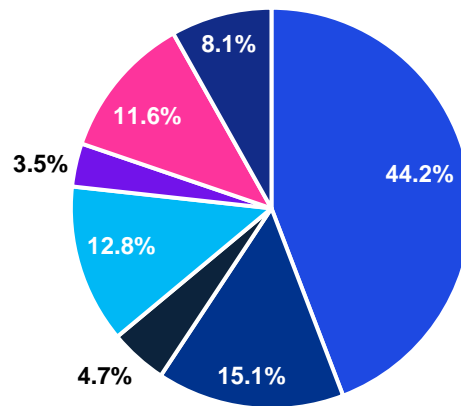
実施率 不適合施設の有無	実施率								総計
	0%	1%~	20%~	40%~	60%~	80%~	100%		
不適合と判断した施設はなし	12	3	4	6	4	14	56		99
不適合と判断した施設あり	0	2	4	10	9	20	40		85
総計	12	5	8	16	13	34	96		184



不適合と判断した施設がある自治体に対して、その施設数について尋ねた。不適合と判断した施設数は「1件～5件」が44.2%と最も多く、次いで「6件～10件」が15.1%と多かった。

以下図表 32 に不適合と判断した施設数について示す。

**図表 32 不適合と判断した施設数 (n=85)**

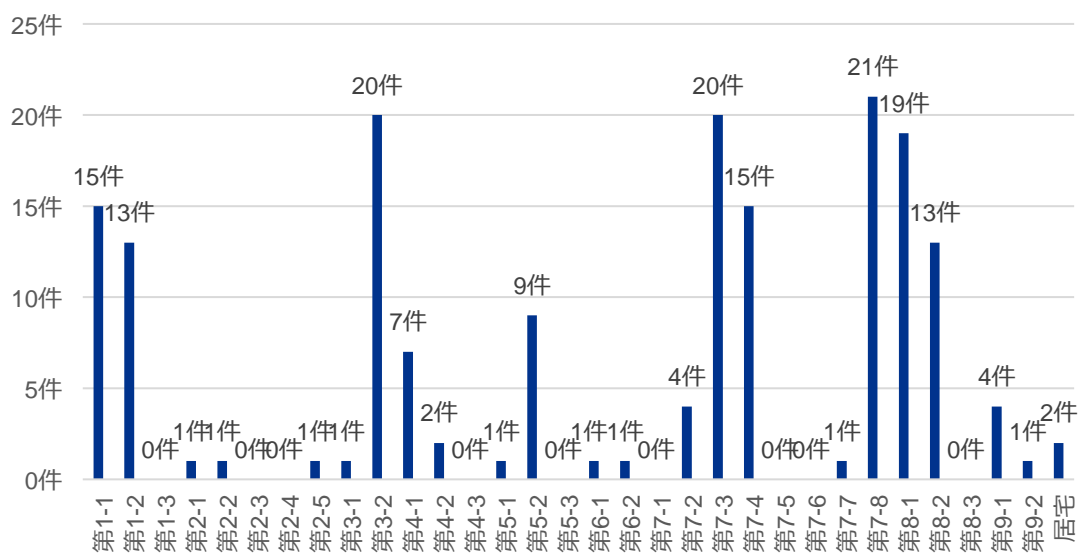


■ 1件～5件 ■ 6件～10件 ■ 11件～15件 ■ 16件～20件 ■ 21件～25件 ■ 26件～30件 ■ 31件以上

不適合と判断した施設がある自治体に対して、不適合と判断した項目について尋ねた。「第 7-8（安全確保）」が 21 件と最も多く、次いで「第 3-2（非常災害に対する具体的計画・避難消火訓練の毎月 1 回以上の実施）」、「第 7-3（乳幼児の健康診断）」が 20 件、「第 8-1（施設及びサービスに関する内容の掲示）」が 19 件という結果となった。

以下図表 33 に不適合と判断した項目について示す。

**図表 33 不適合と判断した項目（複数選択）（n=85）**



不適合と判断した施設への指導内容について尋ねた。「口頭指導」や「文書指導」での改善指導のほか、参考資料を提示したり、具体策を施設と検討する等のフォローを実施している自治体もみられた。

以下図表 34 に不適合と判断した施設に対する指導内容を示す。

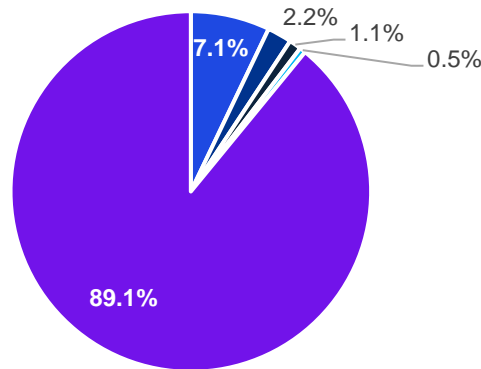
**図表 34 不適合と判断した施設に対する指導内容**

指導方法	内容
口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 口頭指導及び文書指導を行い、改善報告書を提出してもらった</li> <li>• 有資格者の採用、職員シフトの調整等により、保育時間中は常時有資格者が配置されるよう求めた</li> <li>• 移転等も視野に入れた改善を行うよう指導</li> </ul>
文書指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文書による指導を行い、改善状況について文書による報告を求めている</li> <li>• 改善勧告を発出後、改善報告をもらい、書面上での改善を確認したうえで特別立入調査を実施した</li> <li>• 文書による指導を行い、改善結果を 60 日以内に提出するよう指導している</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 賃貸ビル 1 室での運営につき、二方向への避難経路を新たに設けることが可能でないため、万一を想定した訓練並びに常時避難経路の確認及び把握を念頭に保育を行い、安全を確保するよう指導</li> <li>• 避難訓練・消火訓練の実施、災害対応の計画の策定等</li> <li>• 繰り返し指導となる項目について、施設の現状の確認を行いながら具体的改善方法について、参考資料等の提供等も行い指導する</li> </ul>

認可外保育施設における基準適合に向けた取組みにおいて、国や都道府県等の支援事業を活用しているかどうかについて尋ねた。「支援事業は活用していない」が 89.1%と最も多い結果となった。

以下図表 35 に国や都道府県等の支援事業の活用状況について示す。

**図表 35 国や都道府県等の支援事業の活用状況 (n=183)**



- 国の支援事業を活用している
- 都道府県の支援事業を活用している
- 国と都道府県の両方の支援事業を活用している
- 国と都道府県以外の支援事業を活用している
- 支援事業は活用していない

国、都道府県等の支援事業を活用している自治体に、活用している事業と支援内容について尋ねた。活用している支援事業は、「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」や、「保育環境改善等事業」などがあった。

以下図表 36 に活用している事業名と支援内容を示す。

**図表 36 活用している事業名と支援内容**

事業名	支援内容
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回支援指導員の配置等に係る経費補助</li> <li>・ 巡回支援指導員を 2 名配置し、施設型の全認可外保育施設に対して巡回支援指導を実施</li> <li>・ 認可外保育施設職員を対象に、保育内容や安全管理等について年約 5 回程度の研修を実施</li> </ul>
保育環境改善等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎バスの安全装備導入に要する費用を補助</li> <li>・ 保育施設の軽微な修繕</li> <li>・ 睡眠時呼吸モニター等購入補助</li> </ul>
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の定期健診費用の一部を補助</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育アドバイザーの派遣等を行い、相談・助言・研修等、施設の要望に応じた内容で保育の向上に取り組んでいる</li> <li>・ 保育施設の損害賠償責任保険料補助</li> <li>・ 施設の衛生消毒・害虫駆除</li> </ul>

国、都道府県等の支援事業を活用している自治体に対して、支援事業の効果について尋ねた。支援事業の活用を通して、財政負担の軽減や研修、研修、巡回支援指導員の導入により、認可外保育施設に対して保育の専門的な側面から指導・助言を行うことで、指導監督の質の向上につながるような効果がみられた。以下図表 37 に支援事業の効果について示す。

**図表 37 支援事業の効果**

効果	内容
財政負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財政面での補助</li> <li>• 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を強化できた</li> <li>• 保育施設の負担を軽減し安定した施設運用ができた</li> <li>• 国が事業費の 2 分の 1 の補助を出してくれる</li> </ul>
指導監督の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修、巡回支援指導員の導入により、認可外保育施設の質の向上につながっている</li> <li>• 様々な学びができ、保育の質の向上につながっていると考えている</li> <li>• 外部研修の機会を提供することで基準適合を促進するとともに、保育の質の向上に資している</li> <li>• 基準適合及び維持に効果がある認可外保育施設の質の向上、保育サービスの向上につながっている</li> <li>• 市だけの立入調査に比べ、より施設側へ立入調査に対する緊張感を与え、保育施設の運営の細かな見直しにつなげることができるため、一定の効果はあると考える</li> <li>• 適切な事業実施につながり、保育の質の確保や基準への適合が図られている</li> <li>• 認可外保育施設の専従の職員を配置できるため、施設とのやり取りを効率的に行える</li> <li>• 各施設が指導監督に対する理解を深めることができている</li> <li>• 巡回支援指導員を配置することによって、安全に関する指導・助言を行い、重大事故の防止につながっている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設における児童及び職員の定期的な健康診断の受診の促進</li> </ul>

国、都道府県等の支援事業を活用している自治体に対して、活用にあたっての課題について尋ねた。課題は大きく分けて「補助率」、「人材・体制」、「その他」の3つに分類することができ、「補助率」では、自治体や施設に対し財政的負担が生じること等が挙げられた。また「人材・体制」では、自治体が巡回支援指導員の確保に苦慮していることや、支援事業を活用する以前に、自治体として施設が指摘事項を改善できるように、指導監督等の業務の体制を強化する必要があること等が挙げられた。「その他」では、自治体が支援事業を案内しても、認可外保育施設の中には、支援事業の手続きの難しさにより、活用に至っていない施設もあることがわかった。

以下図表 38 に支援事業活用にあたっての課題を示す。

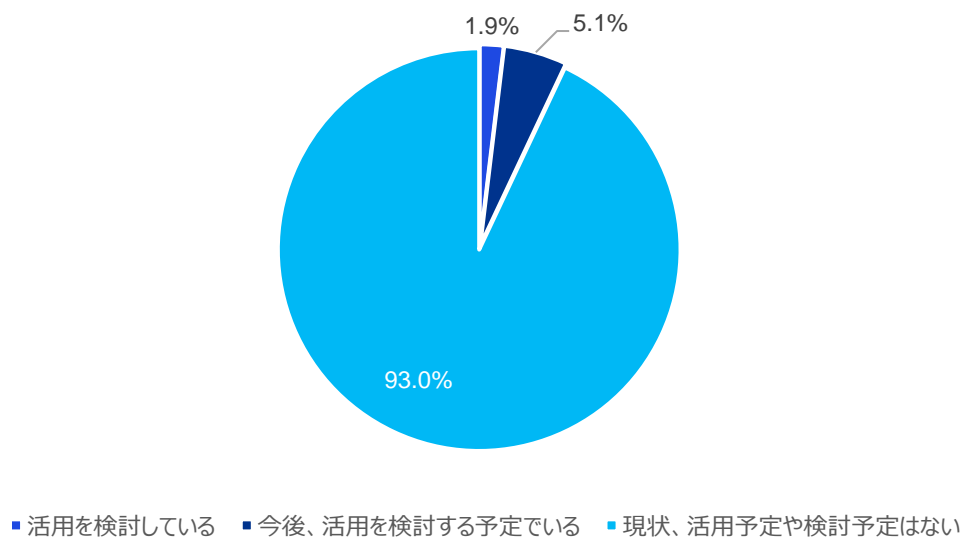
**図表 38 支援事業活用にあたっての課題**

分類	内容
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国からの補助金を充てているため、国の補助事業が継続するかどうか自治体の事業の継続に影響すること</li> <li>• 新型コロナが5類に移行し、活用していた補助金がなくなったことにより、自治体単独予算での対応が難しくなり、各施設の負担が増加すること</li> <li>• 事業を実施するにあたり、自治体の予算負担が生じるため、希望する自治体のみで実施している状況</li> <li>• 施設に金銭負担が生じ、提出書類も多いため、申請につながらない</li> <li>• 施設数が多い自治体は、上限額が自治体単位で設けられていると、1施設当たりの補助が少なくなる</li> <li>• 補助率や補助基準額の設定により、自治体の財政負担が発生している</li> </ul>
人材・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指摘事項に対する改善がみられない保育施設については、県と市、合同で、保育施設が指摘事項を改善するまで指導できるような体制を整備することが課題であると考え</li> <li>• 巡回支援指導員の人員の確保</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設の中には、支援事業の手続きの難しさにより、活用に至っていない施設もある</li> </ul>

国や都道府県等の支援事業を活用していない自治体に対して、支援事業活用の意向について尋ねた。最も多い割合を占めたのが「現状、活用予定や検討予定はない」で 93.0%であった。「今後、活用を検討する予定である」は 5.1%、「活用を検討している」は 1.9%であり、国や都道府県等の支援事業を活用する意向が極めて低いことが示唆された。

以下図表 39 に支援事業活用の検討状況について示す。

**図表 39 支援事業活用の検討状況 (n=157)**

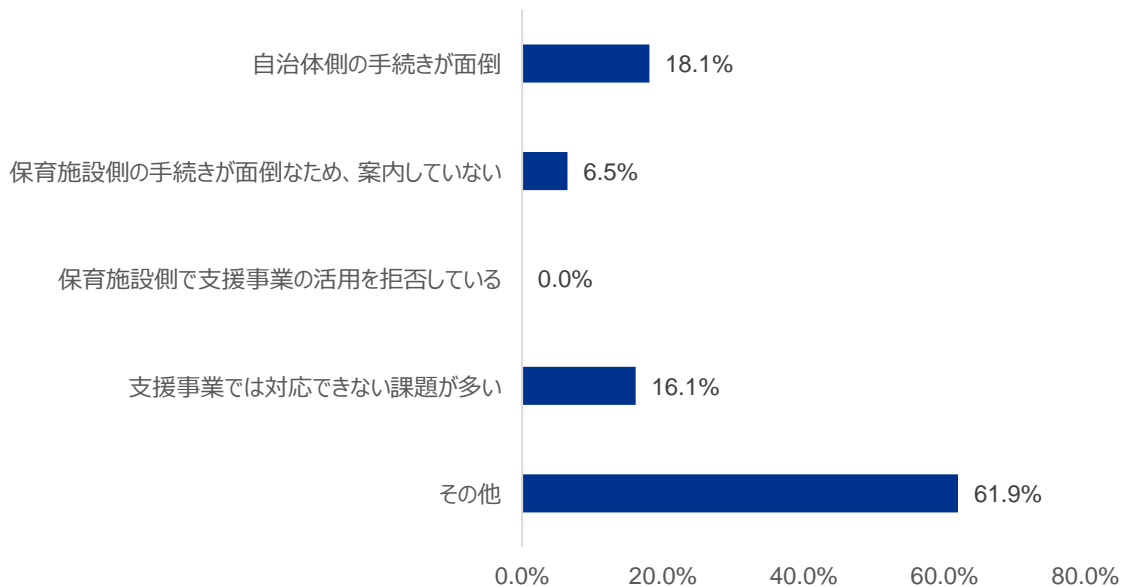




国、都道府県等の支援事業を活用していない自治体に対して、活用していない理由について尋ねた。「自治体側の手続きが面倒」が 18.1%であり、「支援事業では対応できない課題が多い」が 16.1%、「保育施設側の手続きが面倒なため、案内していない」が 6.5%であった。また、「その他」の理由は、「認識不足」、「制度要件」、「その他」の 3 つに分類することができた。「認識不足」では、支援事業について認識がない、支援事業の内容について理解できていないという回答がみられ、「制度要件」では、制度要件の厳しさから、活用できない現状があることがわかった。

以下図表 40 に支援事業を活用していない理由、図表 41 に「その他」の内容を示す。

**図表 40 支援事業を活用していない理由（複数選択）（n=155）**



図表 41 「その他」の内容

分類	内容
認識不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援事業について認識がない</li> <li>• 支援事業の内容について理解できていない</li> <li>• どのように活用すると有効的かがわからない</li> <li>• 制度についての理解が不十分なため</li> </ul>
制度要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援事業の要件が厳しいため</li> <li>• 活用したかったが、該当できず市独自に実施</li> <li>• 特定の施設への支援となっている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援事業を活用しなくても、改善が可能であると考えているため</li> <li>• 支援事業の活用にかかる時間的余裕がない</li> <li>• 導入するための事務手続きに係る人員の余剰がない</li> <li>• 予算確保が難しい</li> </ul>

支援事業を活用していない理由として、支援事業では対応できない課題が多いと回答した自治体に対して、課題の内容について尋ねた。人材配置の問題や保育施設側が制度を理解していない等の回答があった。また避難経路等に問題がある場合は修繕、移転が必要となり、建物全体の問題であるため、支援事業を活用しても対応できない等の回答があった。

以下図表 42 に支援事業で対応できない課題の内容について示す。

**図表 42 支援事業で対応できない課題の内容**

課題	内容
保育施設の人材配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員配置等、施設側の問題による不適合が多いため</li> <li>• 不適合となっている項目が主に人員配置に関する内容であるため</li> </ul>
保育施設側の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度を理解していない施設があるため</li> <li>• 施設の保育方針や施設設置者の考え方により、基準を満たさないケースがあり、対応に苦慮している</li> <li>• 現状、担当職員らの指導に誠実に対応しない施設が、巡回支援指導員等の指導に応じるとは思えない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国にルーツを持つ児童を多く保育する施設において、外国の保育資格を有する者はいるものの、国内の保育士や看護師の資格を有する者の確保が困難である</li> <li>• 避難経路等、建物全体にかかわる課題であるため</li> <li>• 担当職員が対応する必要があり、二度手間ではない</li> <li>• 居宅訪問型の認可外保育施設については、住所等の変更により連絡がつかない施設が多く、基準に適合しているかの確認自体ができない</li> </ul>

国、都道府県等に今後求める支援策について尋ねた。「予算確保」、「体制拡充」に関する意見などがあつた。

以下図表 43 に国、都道府県等に求める支援策について示す。

**図表 43 国、都道府県等に求める支援策**

分類	回答
予算確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 整備補助金等の交付</li> <li>• 24 時間保育を実施する施設への人件費に係る支援</li> <li>• 国等が 100%で補助を行うか、巡回支援指導員を直接雇用したうえで市町村に派遣し、市町村職員は立ち会いをするのみ等にしてほしい</li> <li>• 第 4-1（保育室 2 階以上の条件）を改善するための補助金等の支援策</li> <li>• 移転費用の助成</li> </ul>
体制拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認可外保育施設に限らず、様々な種類がある施設の監査（施設監査、確認監査）で自治体職員は苦慮しており、円滑に対応できるように配慮してもらいたい</li> <li>• 保育の専門知識がない者が監査を行っているので、基準の内容について詳細に質問を受けることが多いが答えられない。他自治体に聞き取りを行ってもそういったケースがないと言われることも多い。先日 Q&amp;A を出してもらったが、より充実させていくとともに、基準内容についての質問回答専用のコールセンターなどがあればありがたい</li> <li>• 人材確保</li> <li>• 基準に関する相談窓口の設置</li> </ul>
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準についての説明会の実施</li> <li>• 指導内容の共有</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的な活用方法の提示</li> <li>• 毎年全施設指導監査に入ることにより基準の適合状況について指導・確認が取れているため、特に必要なし</li> <li>• 市町村単位ではなく、広域的な支援をお願いしたい</li> </ul>

## 2.2 自治体ヒアリング調査

### 2.2.1 実施概要

アンケート調査の結果を踏まえ、認可外保育施設の指導監督等の業務を実施する立場にある 13 自治体にヒアリング調査を実施した。以下に、ヒアリング調査の実施概要を示す。

日時：令和 6 年 1 月～2 月の間にそれぞれ 1 時間程度  
 形式：Web 会議ツールを用いたオンライン形式  
 調査対象：全国の認可外保育施設の指導監督義務がある 13 自治体  
 ヒアリング項目：  
 ① 地方自治体の体制に関するヒアリング  
 ② 基準適合判定の在り方に関するヒアリング  
 ③ 基準適合に向けた支援に関するヒアリング

以下、図表 44 にヒアリングの目的・概要を示す。

図表 44 ヒアリングの目的・概要

主な観点	ヒアリングの目的・概要
① 地方自治体の体制に関するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査実施率が低く、かつ巡回支援指導員が活用されていない自治体にヒアリングを実施し、活用に至っていない課題を分析するとともに、今後の対応策を検討する。</li> <li>巡回支援指導員の活用がなされているにもかかわらず、立入調査実施率が低い自治体に、活用して気づいた課題等についてヒアリングを実施する。</li> </ul>
② 基準適合判定の在り方に関するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数が多いものの巡回支援指導員を活用し、立入調査実施率が高い自治体にヒアリングを実施する。</li> <li>好事例集作成のため、対象施設の絞り込みや、書面による確認等の事前準備方法、基準適合判定等についてヒアリングを実施する。</li> <li>巡回支援指導員を活用し立入調査の効率化や品質等が改善したケースについてヒアリングを実施する。</li> </ul>
③ 基準適合に向けた支援に関するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準不適合の理由について具体的にどのような点で不適合と判断したのかの詳細についてヒアリングを実施する。</li> <li>なぜ改善がなされないのか、どうしたら改善されると考えているか等今後の対応策を検討する。</li> </ul>

## 2.2.2 調査結果

### 2.2.2.1 自治体 A

#### 自治体概要

- 区分：都道府県
- 施設数：1,047 施設（令和 4 年 4 月 1 日時点）
- 立入調査実施率：25%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：19 名（認可外保育施設専任担当者 4 名、認可外保育・認可保育施設担当者 15 名、他福祉サービス専門員）
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：20 名

#### 立入調査実施率が高い・低い理由

新規施設や立入調査未実施の施設のほか、巡回指導により課題が認められた施設を中心に対象施設を選定し、実施している。

#### 立入調査実施体制における課題・工夫

定期的な人事異動に伴う調査ノウハウの継承が課題の 1 つである。立入調査を行う指導監督部門の新任調査員に対しては、先輩職員による研修の実施や立入調査同行等の機会を設ける等の取組みを行っている。また、これまでの疑義回答や検討内容を蓄積・共有するとともに、巡回支援指導員の専門的知見からの意見なども参考に、組織として適切に対応できる体制を構築している。

#### 巡回支援指導員活用における効果・課題

立入調査の未実施施設も一定数あるという状況において、日頃の保育の状況を確認する仕組みが重要という判断から、運営所管課において巡回支援指導員による「巡回指導チーム」を編成し、体制を強化している。巡回支援指導員による巡回指導は原則、各施設 1 年に 1 回の訪問を目標に実施している。その結果、運営や安全面等に懸念がある施設については、立入調査に入ったり、あるいは、2～3 回と巡回指導を行い、改善を促している。

巡回支援指導員は、保育施設の施設長等の経験者が多く、各施設の特徴を尊重しながらも、専門的見地からの指導・助言を適宜行っている。巡回指導は、施設に寄り添い、支援していく側面もあるため、施設側が質問や相談しやすい関係性を構築できればよいと考えている。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

運営状況報告書は、運営所管課が直近年の 10 月 1 日現在の情報を取りまとめており、立入調査前に同課から指導監督部門に対して共有されるため、それを事前に確認している。1 年間かけて立入調査を実施しており、通知や書類の確認は随時行っている。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 避難経路の確保  
避難経路に関しては、改修工事や移転が可能であれば、行政からの補助金を案内しているところである。しかしながら賃貸物件や雑居ビル等で避難経路の確保が難しい場合も多く、移転先を探すのに苦慮しているケースも見受けられる。

## 自治体として取り組んでいること

令和 6 年 10 月以降、基準に適合していない場合は無償化の対象外となるため、対象となる国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を有していない認可外保育施設に改めて周知し、保護者に対しても必要な説明を行うよう指導している。併せて、管内の市区町村に対し、認可保育施設の翌年度入園案内を行うタイミング及び二次募集を行うタイミングで、対象となる認可外保育施設に通う保護者に対して認可保育施設の入所申込手続きの案内等を依頼している。

## 今後、国等に求める支援

基準や考え方が示されている Q & A 集は、非常に参考となっている。日々の業務の中で様々な事例が発生するため、さらなる充実をお願いしたい。

### 2.2.2.2 自治体 B

#### 自治体概要

- 区分：政令市
- 施設数：139 施設
- 立入調査実施率：26%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：3 名
- 1 施設当たりの立入調査実施人数：2～3 名
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：3 名

## 立入調査実施率が高い・低い理由

令和4年度の立入調査実施率が低かった理由は、新型コロナの影響により、年度初めの4月に立入調査の計画を立てられず、10月頃より立入調査を実施したためである。令和5年度に関しては4月に計画を立てることができ、全件実施を完了する予定である。

## 立入調査実施体制における課題・工夫

立入調査は基本的に2名体制で実施をしており、場合によっては3名体制で実施することとしている。当課には会計年度任用職員の巡回支援指導員が3名在籍しており、2名が立入調査を実施しているときは、残りの1名が事務作業を担当するようにしている。誰がどのポジションになっても業務が滞りなく実施できるように、メンバー内で情報共有している。巡回指導と立入調査は基本的に同じ職員が担当しており、立入調査の合間に巡回指導を実施している。自治体の施設数に対して3名では人員が不足していると考え、自治体の現状からこれ以上人員の配置ができない状況である。

## 巡回支援指導員活用における効果・課題

認可外保育施設が想定以上に増えていく中で、自治体職員の人数を確保することができなかった。そのため、巡回支援指導員を活用し、自治体職員の不足を補っている。

もともと少ない人数で実施していたため、巡回支援指導員を活用することで、施設を訪問する時間が確保できるようになった。令和5年度に関しては、全施設を訪問することができたため、自治体と保育施設との連携ができるようになった。また、元保育士が専門的な面でアドバイスをしているため、保育施設との連携ができ、かつ保育の質の向上に貢献していると感じている。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

5月に運営状況の報告を求め、最新の運営状況報告書をもとに、6月から立入調査を開始する。通知は立入調査の1か月前に発出している。新規施設については2月に立入調査を実施することになっており、令和5年度に関しては2月に全件実施を完了予定で、その合間に適宜経過通知を送り、改善報告書を受け取って、処理している。



## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 建物について  
建物の移転等含め施設側と検討している。自治体の現状を鑑みると、利用者数と移転コストの関係から閉鎖を検討する施設もある。
- 研修について  
職員確保ができていない状況で、まとまって研修に参加することが難しいとの意見があった。自治体としては、必ずしも全員が外部研修を受けなくてはならないということではなく、参加できる人が外部研修を受講、内容や資料を内部回覧し、記録することでも可と、代替案を提示し、根気強く研修の重要性について伝えているところである。  
基準が厳しいという意見も出ているが、なぜ厳しいのか丁寧に説明をすることで理解してもらっている。
- 記録について  
公立の保育施設で使用している様式を見せながら、記録内容を確認し、保育の振り返りや今後の保育方針を考えるうえで重要なものであると指導している。
- 有資格者の配置について  
保育士が不足しているためにシフトが組めない等の課題を抱えている施設が多い。自治体としては、保育士の就労に関して、関係機関と共同で情報発信等を実施している。

## 自治体として取り組んでいること

- 保育士フェアの開催  
保育士の募集については各施設で対応してもらっているが、情報提供の一環として、委託している県社会福祉協議会や市保育園連盟と協力して、「保育士フェア」等を実施している。継続して保育士の就労に関する情報発信を行っている。取組みを通じ保育施設と保育士がマッチングし、採用に至ったケースがある。現在は年2回程度開催しているが、実施回数を増やす等の対応も検討している。

## 今後、国等に求める支援

認可外保育施設の特性上、届け出をすれば様々な事業者が参入できるようになっている。本業が異業種の場合、保育に対する理解が不足したままでの参入がみられるため、認可保育施設のようにある程度の基準を設けてもらいたいと考える。新規施設に対し立入調査を行っているが、規制を設けてもらえれば、保育施設の保育の質の向上にも寄与すると考えている。

### 2.2.2.3 自治体 C

#### 自治体概要

- 区分：都道府県
- 施設数：200 施設
- 立入調査実施率：21%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：19 名（自治体担当者 1 名、県出先機関 18 名）
- 1 施設当たりの立入調査実施人数：2 名
- 巡回支援指導員活用の有無：無
- 巡回支援指導員の人数：—

#### 立入調査実施率が高い・低い理由

立入調査は原則毎年であることは理解しているものの、自治体内に多数の施設があり、立入調査の実施が年間約 50 施設にとどまっていることから、1 年間の立入調査実施率は低い。その年に立入調査を実施しない施設については、自己点検表提出してもらい、状況確認を行っている。

自己点検表による確認の結果、問題が見つかった場合には、状況に応じて対応している。不適切な保育状況が確認された場合は、自己点検表の提出年度に立入調査を実施している。

#### 立入調査実施体制における課題・工夫

認可保育施設への立入調査業務も考慮すると、約 600 施設存在し、1 出先機関当たり、66 施設への調査が必要となる。エリアも広範囲となることから、体制上、人手不足も重なり、毎年全施設実施をすることが難しい。認可保育施設への立入調査と頻度を合わせて実施している状況である。

#### 巡回支援指導員活用における効果・課題

認可保育施設に対しての立入調査体制を強化しているところであると認識している。そのため、認可外保育施設に対する体制の強化に関し、人員や予算を割くことができず、活用に至っていない。また巡回指導も実施していない状況である。実施していない理由としては、巡回支援指導員や同行する出先機関職員の人材確保が難しいことや、認可保育施設に対するプライオリティが高く、対応が難しい状況であるため。

#### 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

出先機関ごとに異なるが、おおむね 5 月頃から日程調整を開始し、2 月までに順次立入調査を実施している。立入調査の通知は個別に発出している。運営状況報告書の提出はおおよそ夏頃に設定しており、立入

調査までに間に合わない場合は、前年度の立入調査や運営状況報告書の内容を参考に、立入調査を実施している。

#### 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 保育計画、安全計画について

保育計画、安全計画の内容が薄く、十分でないため不適合としている施設がある。その際は、調査担当者から例示を示し、改善を促している。指導後の改善報告の内容で、気になることがあれば数か月後に施設を訪問し、状況確認を実施している。また、改めて改善方針に関する資料を提出してもらったうえで、それでも改善が十分でないと思われる場合は、再度抜き打ちで訪問・確認を行っている。繰り返し確認を実施することで改善しているが、それでもなお指導となっている施設は特定の施設となっている。

#### 自治体として取り組んでいること

電話相談窓口を設置している。立入調査と電話相談で、何かあればすぐに対応できる体制をとっており、年に 200～300 件程度の相談がある。相談内容としては一般的な制度に関するものや、保育料・保育施設の探し方等の問い合わせが多いが、施設側のこどもの対応に関する苦情も多い。相談窓口で苦情を受け付けて、実際に確認した結果、不適切保育が判明した事案もあるため、不適切保育の早期発見につながっている。

#### 今後、国等に求める支援

認可外保育事業は届出制度となっているため、基準適合の拘束力を自治体としてどこまで求めるのかについて判断がつかない。基準の中でもプライオリティがあり、例えば、健康診断の実施等のこどもの安全性に直接的にかかわる項目は、必ず遵守すべきだと思うが、建物の構造に関する項目について物理的に対応が難しい場合もあり、すべてに適合する必要があるのか疑義がある。

今般、国の基準適合を求める姿勢が強まっているが、取り締まりを厳しくするのみならず、施設に対する補助金等の支援を行う必要がある。一方、補助金支援する場合は、自治体の財政状況やマンパワー不足により、執行業務が十分行えないという課題もある。

### 2.2.2.4 自治体 D

#### 自治体概要

- 区分：都道府県
- 施設数：326 施設
- 立入調査実施率：46%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：7 名（県の認可外施設担当職員 1 名、会計年度雇用職員の調査員 6 名）

- 巡回支援指導員活用の有無：無
- 巡回支援指導員の人数：一

### 立入調査実施率が高い・低い理由

令和 4 年度の立入調査実施率は 46%となっており、全件実施の努力をしたがこれ以上の実施は難しかった。理由は人手不足であり、令和 4 年度の会計年度雇用職員の調査員の募集において、定員が 5 名であったところ、2 名欠員が出てしまい、3 名の調査員と県の認可外保育施設担当職員の 1 名で実施せざるを得なかったためである。調査員は保育士資格のある方を採用しており、ハローワーク等を通じて保育経験のある人材の募集をかけたが、採用することができなかった。

令和 3 年度は 4～5 名体制での立入調査実施となっており、コロナ禍であったことから、立入調査実施率も低かったと記憶している。

### 立入調査実施体制における課題・工夫

調査員の確保が課題である。令和 5 年度においては、無償化の経過措置期間があと 1 年で終わるため、総務部と協議し、調査員の定員を 6 名に増員した。募集に関しては、通常、ハローワークでのみ公募をしていたが、市町村や保育士養成施設に対しても募集や周知を実施し、6 名採用することができた。その結果、令和 5 年度に関しては全件実施を完了できる予定である。

### 巡回支援指導員活用における効果・課題

令和 3 年度と、令和 4 年度は調査員が不足していたため、巡回支援指導員を活用しようと考えたこともあったが、既に予算が確定していたこともあり、活用を見送った。また、巡回支援指導員の導入よりも、調査員の欠員の補填を優先したいと考えた。

また、巡回支援指導員は立入調査を実施し、評価できる立場にないと認識している。立入調査実施において人員の直接的な補填となるわけではないので、活用を見送っている。

さらに言えば、施設の中には調査員のアドバイスを受け入れない施設もある。特にそのような施設を巡回支援指導員が訪問し、アドバイスをしても、受け入れるとは考え難い。現状の体制で十分であるわけではないので、今後活用を検討する可能性はあるが、他の自治体の活用方法等を把握できていないので、事例収集をして検討したい。

### 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

毎年 5 月に認可外保育施設向けに研修を実施している。内容は 2 部構成となっており、1 部は行政説明として、指導監督要綱の改正内容などを周知している。2 部は毎年自由テーマで、アンケートに基づいて研修

テーマを決めている。令和 5 年度は、安全対策等について講師を招いて実施した。立入調査は毎年この研修の後、6～翌 2 月にかけて実施しており、日程通知は、各施設立入調査の実施月のおおむね 1 か月前に通知を出している。

書類の提出については、日程通知の際に一覧を添付し、事前提出書類と、当日提出してもらう書類を知らせている。事前提出書類も、当日提出してもらう書類とともに、立入調査当日に確認を実施している。自主点検表については立入調査当日に提出してもらうことになっており、県が独自に作成している。自主点検表には適否が記載されているが、否がついた項目については優先的に確認を実施するようにしている。ただし、適がついた項目について確認を実施しないということではなく、すべて網羅的に確認を実施している。

### 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 児童の健康診断、避難訓練の実施

児童の健康診断については 1 名でも実施が不足していれば指導とし、避難訓練の実施については 1 か月でも実施漏れがあれば文書指導としている。健康診断や、避難訓練は、改善報告書を提出しただけでは、改善したかどうか判断できず、継続的な取り組みができていくかどうかで判断している。そのため、次回の立入調査まで期間を置いて判断することになっており、その状態を継続確認期間としている。

継続確認期間については個別判断になっており、施設の状況により異なる。例えば何度も指導を受けている施設の場合には、長期間となることもある。令和 4 年度に継続確認中となっている施設は 150 施設の立入調査を実施した中で、児童の健康診断の実施漏れが 26 施設、避難訓練の実施漏れが 23 施設となっている。

- 有資格者の配置

外国人児童の通う認可外保育施設が多くある。そのため、児童との会話が英語となるが、日本の保育士資格を有し、英語を話すことができる保育従事者が不足している。基準上では 3 分の 1 が有資格者である必要があるとされている中で、条件を満たした人材の確保は困難である。

この理由により不適合となっている認可外保育施設は、10～20 施設程度であると把握している。

- 複数の指導事項がある施設

複数の指導事項がある施設については、建物の要因等改善が難しい施設も存在するが、管理者や運営の仕方に課題のある施設が多い。継続した指摘となっているため、毎年繰り返し指導しているが、改善の意識がみられない。管理者の保育理念が、国から提示されている基準とずれており、基準を順守することに対する意識が低い。場合によっては改善勧告も検討していかなければならないと考えている。

## 自治体として取り組んでいること

基準適合を促進するにあたり、自治体としては施設から改善報告書を提出してもらう際に、助言等の対応を実施している。助言している中で、外国人職員が在籍している施設の有資格者の確保については、現状、基準を満たすことが難しいと考えている。国の支援事業では、保育士資格取得のための制度はあるが、外国人に限定しているものではなく、活用にあたっての要件が厳しい。外国人が日本語を学び、保育士資格を取得するまでの支援を、自治体として事業化すべく検討している。しかしながら、施設側のニーズが不透明な中で、外国人が日本語を学んで保育士資格を取得するには長時間かかり、施設側もやり抜くことが難しいと考え断念した。

## 今後、国等に求める支援

自治体として断念してしまっただが、外国人職員の資格取得を援助するための支援が必要であると考えている。当自治体以外にも、地域によっては外国人児童が多く、外国人の雇用を検討している施設がある。有資格者の配置の基準を満たすためにも必要な支援なのではないか。

また、自治体職員の基準の理解促進のために、国から提供された Q&A 集を随時更新して、提供してもらいたい。指導監督等の業務において非常に役立っている。

## 2.2.2.5 自治体 E

### 自治体概要

- 区分：都道府県
- 施設数：152 施設（令和 5 年 3 月 31 日時点）
- 立入調査実施率：100%
- 立入調査実施人数：23 名
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：8 名

### 立入調査実施率が高い・低い理由

当自治体は 10 圏域に分かれており、立入調査に関してはそれぞれの福祉保健事務所が実施している。スケジュールはそれぞれ異なるが、全施設実施の方針で計画を立てている。福祉保健事務所ごとで巡回支援指導員を含め 2～3 名程度の人員配置となっており、立入調査は巡回指導を兼ねて実施している。職員の人数が少ないため、巡回支援指導員を活用して、体制を強化している。

## 立入調査実施体制における課題・工夫

立入調査は各福祉保健事務所が、巡回支援指導員を含む 2～3 名の体制で実施している。巡回支援指導員は県内全域に 8 名配属されており、1 施設 2 名ペアで立入調査を実施している。

福祉保健事務所によっては事務職員 1 名と、保育専門相談員（巡回支援指導員）1 名がペアを組み立入調査を実施している。

## 巡回支援指導員活用における効果・課題

巡回支援指導員の活用に至った理由は、午睡中の死亡事故が発生してしまったことにより、自治体として指導監督体制を強化したかったからである。こどもの安全面に関し、専門的知見からの指導監督を強化するための対応の 1 つとして、巡回支援指導員の活用に至った。

立入調査においては、施設の保育士と信頼関係を構築し、専門的知見に基づき、現場を理解しながら、助言・指導をしていく必要がある。これらの対応は、自治体の正規職員のみでは対応することが難しいため、巡回支援指導員がうまく補っていると感じている。

巡回支援指導員は、保育専門が 7 名、給食専門が 1 名おり、一般的な書類の確認は、自治体の正規職員にて行い、保育内容に関する確認（指導計画等の記録の確認）は、巡回支援指導員にて行っている。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

福祉保健事務所ごとでスケジュールは異なるが、例として、7～8 月に施設に対して事前通知を行い、9～12 月の間で立入調査を実施する。立入調査の通知は全施設に対して一斉に行い、立入調査の事前通知を実施する前の 4～6 月頃に運営状況報告書の提出依頼を行っている。

事前確認書類については、立入調査前に、職員の配置状況及び利用料金が確認できる書類の提出を依頼している。その他の内容は、立入調査当日に確認を実施している。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 保育室の面積要件、安全計画

通常の活動の場を山等の野外としている「自然保育」という業態があり、保育室の面積要件、安全計画が基準を満たさず不適合となっている施設がある。面積要件については、繰り返し指導を実施しているが、事業者の意向・方針上、理解が得られないことや物理的に迅速な対応が難しい状況である。

安全計画においては、十分整備されていないことが多い。安全管理上、野外の活動場に柵を設置するよう指導しても、事業者側の方針（こども自身が危機管理能力を身に付けるために柵の設置は不要）と中々折り合いがつかなかった。当所から、こどもの安全確保の重要性の説明や、対応のための補助金の案内を行い、2、3 年やり取りを続けた結果、改善がなされた状況である。

## 自治体として取り組んでいること

- 統一見解の通知  
 認可外保育施設から日々様々な問い合わせがあるが、健康診断の実施方法に関する問い合わせが多くなっている。具体的には、診断項目をどこまでカバーする必要があるのか、母子健康手帳の提出等の代替措置が可能かどうかについての質問が多い。健康診断の実施方法に限らず、質問が増えている事項に対しては、県の本庁において統一見解を通知により示し、それに基づき、各所が各施設に対して、丁寧に説明を実施している。
- 事業所内保育施設等保育従事者研修の実施  
 毎年、事業所内保育施設等保育従事者研修を実施し、現場職員の安全対策に関する意識や保育の質の向上に取り組んでいる。研修は、毎年度テーマを変えて実施しており、過去のこどもの死亡事故を踏まえ、午睡の確認方法等の重要事項に関しては、毎年の研修内容に含めることとしている。
- 認可外保育施設に対する周知  
 無償化の開始当初から施設に対して、経過措置の終了時期を周知してきているが、今般認識が薄い施設もある状況である。この状況を受けて、改めて、施設に対して、立入調査時等に、令和 6 年 9 月末に経過措置期間が終了する旨、周知をしているところである。同時に、基準適合の必要性を周知・説明している。周知・説明の結果、現状、施設側から問題となるような相談や問い合わせは来ていないため、全体の傾向としては、基準適合に向けて前向きに取り組んでいく姿勢であると認識している。

## 今後、国等に求める支援

- 財政支援  
 現状、基準を満たしていない施設が一定数ある中で、適合のために設備投資を要するような施設は、対応に苦慮している。現在の国の支援策として、認可保育施設に移行していく施設に対する財政補助はあるが、認可外保育施設として事業継続していく場合の財政補助はない状況である。財政的な支援があれば、自治体としても基準適合に向けた前向きな指導、助言が可能となる。
- チラシ等の共有  
 無償化の経過措置期間の終了に関する周知活動は実施しているものの、国でもチラシ等を作成してもらえれば、周知・説明に活用できるため、検討してもらいたい。

### 2.2.2.6 自治体 F

#### 自治体概要

- 区分：政令市

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.



- 施設数：111 施設
- 立入調査実施率：100%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：3 名
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：3 名

#### **立入調査実施率が高い・低い理由**

毎年 2 回、全件立入調査を実施することとしており、立入調査は巡回指導も兼ねて実施している。ただし、この年 2 回の立入調査兼巡回指導以外にも、新規施設の立ち上げや、施設の転居等、変更が生じた場合には、別途巡回指導を実施している。1 回目は細かく丁寧に実施し、2 回目は 1 回目のフォローアップとして、口頭指導による改善状況等の確認を中心に実施している。

#### **立入調査実施体制における課題・工夫**

立入調査は 1 施設につき会計年度任用職員や再任用職員の巡回支援指導員 2 名体制で実施しており、通常、自治体職員は同行しない。指摘事項や、保護者からの苦情に対して指導が必要な場合において同行する体制をとっている。評価については巡回支援指導員が一通り実施し、職員はその結果を確認するようになっている。

巡回支援指導員が立入調査に専念しているため、1 日 2～3 施設程度訪問することができ、全施設に対して年 2 回の実施が可能となっている。また、巡回支援指導員は施設長経験者が多く、事前に状況報告書を読み込んで、ある程度状況を理解してもらえる。

#### **巡回支援指導員活用における効果・課題**

重大事故防止の観点から、指導監督等の業務の体制を強化するため、巡回支援指導員の人員を増やした。年 3 回の安全に対する研修の実施や、年に 2 回の立入調査を可能にし、認可外保育施設における保育の質の向上を図っている。

巡回支援指導員は、施設長、保育士の経験者で、立入調査、巡回指導のみならず、施設からの電話相談等も受けている。これらの業務により、施設側との関係性を構築しており、施設の特性を理解しながら、施設に寄り添った対応を実施し、一定の質を確保している。

#### **指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法**

4 月に運営状況報告書の提出を依頼し、その際に事前確認書類、当日点検する書類の一覧を添付している。各施設より 4 月から順次提出がなされる書類を 5 月頃までに確認していくが、施設によっては書類の不

備のあったところについて、電話等で点検・書類の整備をしている。それをもとに5月から3、4か月かけて、1回目の立入調査を行っている。2回目の立入調査は11月頃から実施している。

### 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 午睡チェックの漏れ  
新規届け出施設において、午睡チェック表のフォーマットとしてどのようなものを使用したらよいかかわらず、チェック項目に漏れが生じている場合がある。その際は適切なフォーマット、確認方法等を丁寧に説明し、即時の改善を促している。

### 自治体として取り組んでいること

- 基準に関する丁寧な説明と継続的な確認  
特に新規届け出施設においては、基準を読み解けていない場合、どのような意味があるのかを丁寧に説明している。これまでの指導において、基準の意味を理解できた施設は、その後、基準適合に向けて前向きに取り組んでいる状況である。  
また、1施設を継続して確認するようにしている。立入調査時点では基準適合していないため、不適合である事実には変わりはないが、前年と比較して取組みの結果を評価し、翌年はどこまで取り組めるか、どのように質を向上できるか、という観点をもって助言、指導を行っている。巡回支援指導員による継続的な関係構築によって基準適合を促している状況である。指導し改善の方針を一緒に考える中で、必要があれば補助金等の紹介も実施している。

### 今後、国等に求める支援

保育指針と基準の整合性について整理してもらいたい。例えば、保育指針にはカリキュラムとあるが、基準にはデイリープログラムとあり、つながりが理解できない施設がある。基準上で「望ましい」という表現についても、どこまで緩和して評価すればよいか、判断に迷うことがある。事例集を見ると様々であり、各自治体にて判断している状況であるため、統一してもらえたらと考えている。

## 2.2.2.7 自治体 G

### 自治体概要

- 区分：都道府県
- 施設数：88施設
- 立入調査実施率：100%
- 立入調査実施人数：9名（県の正規職員6名、巡回支援指導員3名）

- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：3名

### 立入調査実施率が高い・低い理由

毎年、全施設への立入調査実施を目指して、業務にあたっている。立入調査については、巡回指導も兼ねて、自治体職員と巡回支援指導員で実施している。担当課では認可保育施設を含めた指導監督を実施しており、他の補助金に関する業務等、保育全般の業務とも兼業している。立入調査については、県の正規職員6名と、会計年度雇用職員の巡回支援指導員3名の9名体制で実施しており、自治体の人手不足を巡回支援指導員の活用により補うことで、体制を強化している。

### 立入調査実施体制における課題・工夫

毎年、立入調査を100%実施しているが、現状の体制で認可保育施設も含めて対応しなければならないため、スケジュールに時間的余裕がない状況である。巡回支援指導員を活用し、巡回指導を兼ねて立入調査を実施しており、1施設につき自治体職員と巡回支援指導員が2名ペアで立入調査を実施している。

自治体職員と巡回支援指導員の役割分担については、巡回支援指導員が、基準のうち保育内容、保健衛生の部分を確認することとしており、午睡チェックや、こどもの心に寄り添った保育ができていないか等、自治体職員では知識が不足している、保育の専門知識が必要な部分を確認している。巡回支援指導員が現場でチェックしたのに関しては、最終的な確認、入力等の作業を自治体職員で実施しているが、判断については巡回支援指導員に任せている。効率化できる部分に関しては、簡素化できないか検討しているが、指導監督の質の低下を招きかねないため、慎重に検討を実施している。現状、巡回支援指導員を活用して、業務を分担しているものの、不適切保育等の聞き取り等の手間のかかる業務が増えているため、効率化にはつながっていない。

また、自治体職員の異動に伴い、指導監督業務のノウハウの構築が課題となっている。自治体としては立入調査前の6月に全体研修を実施し、基準の理解を深められるように対応している。またその際には、立入調査時に適否を判断するポイントや、マニュアルを作成して実施している。

### 巡回支援指導員活用における効果・課題

巡回支援指導員を活用するに至った理由については、自治体職員だけで細かな保育内容について理解することが難しかったため、保育施設の施設長経験のある方に入ってもらうことで補おうと考えたからである。活用の効果として、事故防止の観点から、現場で指導、確認を実施できるため、監査の質が向上した。また、施設側も自治体職員からは受けられないようなアドバイスを受けることができ、非常に参考になっていると聞いている。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

指導監督等の年間の流れは、6月上旬に全施設に対して一斉に通知を出し、7～11月にかけて認可外保育施設の立入調査を実施する。送迎バスを保有している施設に対しては、バス内への置き去りによる熱中症防止の観点から、7～8月の早い時期に立入調査を実施することとしている。過去に他の自治体で置き去りによる死亡事故があった後、安全装置の設置が義務化された。死亡事故発生直後に管内の認可外保育施設に聞き取りを行ったが、その後の設置状況と、安全マニュアルを目視で確認するために、早い時期に立入調査を実施している。

運営状況報告書については、立入調査の2～3週間前の提出を求めており、事前に確認のうえ、立入調査を実施する。添付書類は、保育士の資格登録証、賠償責任保険の保険証券、施設の平面図、職員名簿、入園のしおりとなっている。添付書類については、事前に自治体職員が確認しており、その他の書類については、立入調査当日までに準備してもらい、立入調査当日に確認している。

立入調査時に判断に迷う事項があれば、一度持ち帰るようにしている。文書指導とする予定の施設の状況、指導項目、判断理由について、2か月に1回会議を行い、判断が適正であるかどうかを話し合うようにしている。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 職員の研修の未実施

研修が未実施となっている施設は、人手不足が原因で指導となっている。具体例を挙げると、運営形態はベビーホテルとなっている施設において、ほとんどの職員がダブルワーカーであり、外部研修を受けに行く時間がない等の理由により、研修実施に至らない状況である。代表者が研修を受け、職員個別に内容を伝えることでもよいと代替案等を提示し、繰り返しの指導を実施して改善を促している。

- 建物の耐震基準

自然の中で保育をするという考え方のもと、山間部に施設があり、古民家を借りて運営をしている施設において不適合となっている。古民家のため耐震基準が満たされておらず、施設内にも危険箇所が複数あり、修繕が必要な施設である。耐震工事をするか、別の建物に移転するか、または認可外保育施設ではなく運営形態をフリースクールに変更するか検討しているが、結論は出ていない。

## 自治体として取り組んでいること

- 不適切保育に関する聞き取り

県独自の取組みとして、不適切保育の未然防止に関する取組状況の聞き取りを実施している。何かあってからでは遅いため、事前に対応したいと考え、実施に至った。毎年、全件立入調査を実施している

ため、その際に各施設の取組状況を確認している。聞き取り方法については、基準の中でも虐待等に関する項目は明示されているが、判断する際の材料として、県独自で別にシートを作り聞き取りを実施している。

実際に虐待等を発見した事例はないが、不適切保育という内容で保護者とトラブルになったという事例について報告を受けた。

### 今後、国等に求める支援

無償化の経過措置期間が令和 6 年の 9 月末に期限を迎えるため、新設の園に対して証明書を発行すべきか悩んでいる。保育実績のないまま立入調査を実施し、現状ある判断材料で証明書を発行すべきでないと考えているが、国として統一した基準やルールを定めてもらいたい。

## 2.2.2.8 自治体 H

### 自治体概要

- 区分：中核市
- 施設数：83 施設
- 立入調査実施率：100%（令和 4 年度）
- 立入調査実施人数：2～3 名
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：4 名（保育士 2 名、栄養士 2 名）

### 立入調査実施率が高い・低い理由

認可外保育施設の指導監督等の業務の実施体制は、全体で 7 名。うち 1 名が再任用かつ保育士である。7 名のうち 6 名の職員は認可保育施設の立入調査も担当している。巡回支援指導員は会計年度任用職員で 4 名おり、保育士が 2 名、栄養士が 2 名となっている。立入調査は 2～3 名 1 組で訪問し、必ず保育士が 1 名含まれるようにしている。巡回支援指導員の保育士 1 名 + 職員 1 名のペアもあれば、巡回支援指導員の保育士 1 名 + 栄養士 1 名の場合もある。

巡回支援指導員については、立入調査だけでなく、巡回指導も担当しており、巡回支援指導員の保育士、栄養士が 1 施設 1 名ずつで実施している。

当自治体の会計年度任用制度は、本人の希望があれば 5 年間継続できるようになっており、誰かが退職しない限りは募集をしないため、基本的には毎年 4 名の巡回支援指導員が確保できている。全施設実施すると決めて計画的に実施している。年度の後半には認可保育施設の立入調査を計画しているため、認可外保育施設の立入調査に関しては早い段階で完了できるように計画を立てている。

## 立入調査実施体制における課題・工夫

自治体の人手不足を補うため、巡回支援指導員を活用している。自治体職員の業務の工数は大幅に削減したが、基準や保育の専門分野での知識の習得には苦慮しているところである。自治体としては認可外保育施設の立入調査の主担当となる前に、認可保育施設の立入調査で経験を積むようにしている。理由としては、認可保育施設の指導監督基準のほうが詳細に設定されており、認可外保育施設の指導監督基準よりも読み解きやすいからである。認可保育施設の指導監督基準が読み解けるようになれば、緩和された認可外保育施設の指導監督基準も読み解けるようになると考えている。

## 巡回支援指導員活用における効果・課題

自治体職員だけでは保育に関する専門的な知識が不足しており、専門的な知識を取り入れたかったため、活用した。立入調査の際は、自治体職員と巡回支援指導員での役割分担はなく、保育士とそれ以外で役割を分担している。保育士には保育計画等の保育の専門的な領域を確認してもらい、職員の保育士資格等の確認や食事提供については、栄養士、自治体職員が確認する。建物等の項目については手が空いた人が確認するという形をとっている。巡回支援指導員を活用して、自治体職員の業務負担が軽減された。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

5～翌2月にかけて立入調査を実施する。立入調査の1か月前に、各施設個別に電話で日程調整を実施して、日程が確定したら随時通知を出している。巡回指導は立入調査の合間に実施している。運営状況報告書は、3月には提出を求めている。提出されたものを確認して立入調査を実施する流れとなる。

事前確認書類の提出は求めておらず、当日に書類を確認している。ただし、当日に準備してもらいたい書類に関しては一覧にして、通知を出す際に同封している。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 職員の雇い入れ時の健康診断

毎年の健康診断は実施されているため、うっかり忘れと想定される。危機感は全く感じられない。令和元年度より職員が5年間継続して指導しているが、改善の見込みはない。現状、経過措置期間ということで、現実に困った状態になっているわけではないため、危機感を持っていない。
- 保育従事者の複数配置

有資格者は配置されているが、ある時間帯の保育従事者が不足している。保育従事者を採用できていない施設が多い。

## 自治体として取り組んでいること

経過措置期間が令和6年9月末で終了することを知らない保護者が出ないように、市のホームページに掲載している。今後は保護者宛に通知を出そうと考えている。

## 今後国等に求める支援

認可保育施設では受け入れが難しく見守りが必要な家庭のこどもを、認可外保育施設が受け入れてくれる場合がある。そうした期間だけでもよいので補助等があると、施設としては助かるのではないかと考える。

### 2.2.2.9 自治体 I

#### 自治体概要

- 区分：政令市
- 施設数：64 施設
- 立入調査実施率：100%（令和4年度）
- 立入調査実施人数：7名（自治体職員5名（うち5名保育教諭）、施設長経験保育教諭2名）
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：2名

#### 立入調査実施率が高い・低い理由

効率的に立入調査を実施できるようにスケジュールを組んでいる。都道府県から権限移譲を受けて、市で立入調査を実施しているため、他の機関とのスケジュール調整が不要となる。そのため、調整がしやすく、立入調査の全件実施につながっていると考え。巡回指導は立入調査の合間に実施しており、自治体職員の人員が多いわけではないが、細かくスケジュールを組むことで、課内の人員の調整を図っている。

#### 立入調査実施体制における課題・工夫

指導監督等の業務に従事している職員の数について、立入調査を実施する担当者は7名となっている。7名のうち公立こども園の施設長経験がある再任用の保育教諭が2名、残りの5名は自治体の正規職員であり、現役の保育教諭となっている。1施設に対しては、3名で班を編成し、立入調査を実施している。自治体の正規職員もいれば、再任用の職員もいるが、事務職員、公立こども園の施設長経験者、現役の公立こども園の副施設長、栄養士が班員に組み込まれており、必要に応じて編成している。役割分担は、立入調査の班員の経歴等に応じて、調査項目を3分割にして各々確認を実施している。最終的な講評の際には3名ですり合わせを実施し、施設に結果を伝えている。

立入調査の担当者と巡回指導の担当者は異なっており、巡回指導は立入調査の担当でない保育教諭、栄養士が、2名ペアを組んで実施することとしている。立入調査、巡回指導には人員を割いているが、全員が認可保育施設の監査や、小規模の巡回指導等と兼務している。細かくスケジュールを組んで実施しているため、何とか人繰りができている状況である。

### 巡回支援指導員活用における効果・課題

保育対策総合支援事業費補助を活用し、巡回支援事業を行っている。自治体職員を巡回支援指導員に活用しており、立入調査と巡回指導での課題をスムーズに共有することができている。今後も継続して運用したいと考えている。

### 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

4月に都道府県から立入調査に関する通知が届く。その通知を受けて、4月中旬～5月中旬に運営状況報告書の提出を求めている。その後、立入調査の通知を出し、6月から立入調査が順次始まっていく。すべての立入調査が終了するのは11月頃となっている。

事前提出書類に関しては、ペーパーレス化を進めており、以前は郵送等で対応していたものを、現在はメールで添付してもらうよう促している。事前提出書類及び当日確認を実施する書類については一覧を作成し通知しており、運営状況報告書がメインとなっているが、勤務時間のわかる書類、職員名簿、施設の平面図、避難訓練の実施記録、園内研修の記録、保険証券の写し、園の概要がわかるパンフレット、掲示物のコピーを事前提出してもらい、自治体で確認している。職員、児童の健康診断の記録、職員名簿等の帳簿類は当日現地での確認となっている。

### 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 保育従事者の配置不足  
保育従事者の配置不足により不適合となっている施設が多い。保育従事者の勤務人数自体は足りているが、シフトが上手く組めておらず、ある時間帯に不足しているケースが多くみられる。
- 転落防止設備の不備  
不適合になった施設では、施設を移転した際に、移転先の建物に転落防止設備が備わっていなかった。その後、すぐに移転したため、現在は適合となっている。
- 指導方法  
立入調査当日に施設に口頭で伝えるだけでなく、クラウドシステムに改善項目を文章化して入力している。当日に施設側と、どの項目について、どのように改善したらよいかすり合わせを行い、今後の対応予



定等を相談しながら記録ができるようにしている。クラウドシステム上で施設側とデータの共有はできていないが、今後活用していくか検討段階ではあるものの、改善の進捗確認等する際に有用である。現状は指摘をすればすぐに改善してくれる施設が増え、これまで数年間時間をかけて指導してきた結果が実ったと感じている。

#### 自治体として取り組んでいること

- 基準等の説明  
届け出の時点で基準を理解してもらえているように、相談、助言を実施している。その結果もあり、新規施設については届け出があった時点で、ある程度理解のある状況である。

#### 今後、国等に求める支援

- 事例集、Q&A 集の提供  
不適合の内容や具体事例を Q&A 等で共有してもらえるとありがたい。他の自治体の事例を学ぶことで、日頃の業務に取り入れることが可能となり、非常に役立っている。

### 2.2.2.10 自治体 J

#### 自治体概要

- 区分：政令市
- 施設数：281 施設
- 立入調査実施率：29%
- 立入調査実施人数：11 名（事務ライン 4 名、保育ライン 4 名、栄養衛生ライン 3 名の 3 グループに分けている）
- 巡回支援指導員活用の有無：有
- 巡回支援指導員の人数：6 名（うち市 OB3 名）

#### 立入調査実施率が高い・低い理由

巡回指導を兼ねて立入調査を実施しており、自治体職員が立入調査する施設と、巡回支援指導員が巡回訪問する施設に分かれている。巡回支援指導員が巡回指導し、問題のあった施設について報告を受けてから自治体職員が改めて立入調査を実施する。自治体職員が立入調査をすることになっている施設は、新規施設、ベビーホテル、過去に大きな指摘があった施設、保護者から苦情があった施設で、5 月から立入調査を実施している。その後、夏頃に巡回支援指導員の巡回訪問後に報告が上がった施設を順次立入調査していく流れとなっているため、効率よく実施できている。

## 立入調査実施体制における課題・工夫

認可外保育施設の立入調査だけでなく、認可保育施設の業務も兼務しているため、体制が十分整っているとは言えないが、自治体職員を3グループに分けて各担当が細かく丁寧に確認を行ったり、巡回支援指導員を活用し指摘のあったリスクの高い施設を職員が再度立入調査するなどして、効率的に実施できるようにしている。自治体職員は事務ライン、保育ライン、栄養衛生ラインの3グループに分かれており、事務ラインは課長1名、係長1名、担当2名の体制。保育ラインは、係長1名、OBの係長2名、OBの担当1名の体制。栄養衛生ラインは、係長1名、担当2名の体制。合計して11名の体制となっている。

事務ライン、保育ライン、栄養衛生ラインの役割分担については、事務ラインは主に書類等の確認、保育ラインは保育内容の確認、栄養衛生ラインは給食の提供や衛生管理の確認を実施している。1施設への立入調査は、職員が各グループから1名ずつ、巡回支援指導員については2名ペア、うち1名が保育士（認可保育施設の施設経験者）になるようグループを組んでいる。

11名で約280施設の立入調査を実施しているわけではなく、職員が実施しているのは約50施設程度。残りの施設については巡回支援指導員が訪問し、ベビーシッターについては集団指導を実施している。

## 巡回支援指導員活用における効果・課題

巡回支援指導員を活用するに至った背景は、スケジュールに時間的余裕がない中でも全施設への訪問を実現しようと考えたためである。巡回支援指導員は委託している民間事業者と、自治体のOBとなっている。期間が短く全施設を訪問することができず、過去に問題のない優秀な施設については、巡回支援指導員に巡回指導をしてもらい、全施設訪問を目指そうと考えた。施設側との日程調整、書類のやり取り等をはじめ、巡回支援指導員に任せており、ほとんど自治体職員の手がかからない状態である。巡回支援指導員を活用して、自治体職員の工数は大幅に削減された。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

4月に運営状況報告書の提出を求めている。5月の大型連休明けから2か月程度で認可外保育施設の立入調査を実施する。その後、夏頃に巡回支援指導員が巡回指導し、問題のあった施設について報告を受けてから自治体職員が改めて立入調査を実施する。自治体職員が立入調査する施設と、巡回支援指導員が巡回訪問する施設で分かれている。自治体職員が立入調査をすることになっている施設は、新規施設、ベビーホテル、過去に大きな指摘があった施設、保護者から苦情があった施設で、5月から立入調査を実施している。7月から認可保育施設の立入調査が開始となるため、認可外保育施設は5～6月で実施する計画となっている。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 避難経路の確保  
ビルの構造上、避難経路の確保が難しいため不適合となっている。3階から2階に移転することで解決できるため、検討している。
- 有資格者・保育従事者の配置不足  
インターナショナルスクールで有資格者の項目が満たせておらず、不適合となっている。新規に有資格者を雇うのではなく、現状いる職員で資格取得を目指すことで改善しようとしている。立入調査のたびに何年も基準を説明していた。数年がかりではあるが理解してもらい、施設側で資格の取得を目指すという方針を打ち立ててくれた。現状、取り組んでいるところではあるが、まだ取得には至っていない。  
一時預かりをしている施設のため、利用者がいつ来るかわからない。そのため、保育従事者を安定して雇用できる状況ではないことが理由であると考えている。シフト組みも難しい状況である。習い事の先生が来る時間帯以外は、保育従事者1名の体制となっている。根気強く基準を説明しているが、理解してもらえず、改善ができていない状況である。
- 不適切保育  
虐待とまではいかないが、不適切保育で通報となっている事例がある。こうした事案の場合は、立入調査を実施する場合もあるが、コミュニケーション不足による施設側と保護者の認識の違いであるケースが多々ある。そのような場合には、事実確認や報告を求め、保護者と話し合うようにアドバイスをしている。

## 自治体として取り組んでいること

これまで、基準を根気強く説明し、改善の方針等の相談にも乗ってきた。現状、不適合となっている施設は、それでも改善がみられなかった施設であり、その施設に対して今後どのように対応するべきか悩んでいる。利用者が他の施設に移動してしまうことも考えられるが、受け入れが難しく、待機児童が発生することはないと考えている。

## 今後、国等に求める支援

国の指導基準や、施設の規定がわかりにくいもの、実態と合っていないものがある。例えば、ベビーホテルの規定において、利用者の半数以上が一時預かりの施設と定められているが、宿泊等が伴わないのに、これをベビーホテルとして位置づけてよいのか解釈に悩んでいる。

国が示しているチェックリストを活用しようと考えたが、内容が細かくわかりにくい。自治体職員が難しいと感じるものを施設に提示したとしても、理解ができないと考える。もう少し内容をかみ砕いたりして、わかりやすいものを作成してもらいたい。

## 2.2.2.11 自治体 K

### 自治体概要

- 区分：政令市
- 施設数：148 施設（令和 5 年 10 月時点）
- 立入調査実施率：95%
- 立入調査実施人数：6 名（事務職員 4 名、公立保育施設の施設長経験者 2 名）
- 巡回支援指導員活用の有無：無
- 巡回支援指導員の人数：一

### 立入調査実施率が高い・低い理由

指導監督等の業務を実施している職員は全体で 6 名おり、すべて専任という形をとっている。うち 4 名が事務職員で、2 名が公立保育施設の施設長経験のある再雇用の職員である。年に 1 回立入調査を実施することになっており、人員を確保することができれば、年に複数回実施することも可能であると思っている。

### 立入調査実施体制における課題・工夫

立入調査を実施するにあたり、異動に伴い、保育にかかわったことのない職員が業務に携わるため、業務の引継ぎ、ノウハウの蓄積が難しい状況にあることは間違いない。毎年立入調査が始まる前に、各項目の判断基準についてどのような状態であれば指導とするのか、担当職員ですり合わせを実施している。

すり合わせの際は、国から提供された Q&A 集を活用したり、新しく基準が改正されたものや、前年度の立入調査で判断に迷うような事例を中心に、課内でマニュアルを作成し、職員で共有している。

### 巡回支援指導員活用における効果・課題

巡回支援指導員を活用するに至らない理由は、現状、自治体職員のみで立入調査、巡回指導を実施することができているためである。巡回指導については立入調査の合間に実施することとしており、実施が困難な状況ではない。市の予算も考慮すると、新たに巡回支援指導員を活用するという判断には至っていない。

### 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

前年度、複数項目において指導になっている施設や新規の施設、注意が必要な施設へ優先的に立入調査を実施している。年度の前半にこれら施設の立入調査を実施し、後半に残りの施設を実施するようにスケジュールを組んでいる。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 保育従事者の配置不足  
朝晩のお迎えの時間に職員の人数が不足していることが多い。また、夜間に対応できる保育士が不足している。夜間の保育施設は、繁華街において特にニーズが高く、大きな駅の周辺では一定程度のニーズがある。人員配置不足の施設に対しては改善報告を求め、職員のシフト表を提出してもらい、併せて施設を訪問して報告のとおり改善がなされているか確認する等の指導を行っている。また別部署で提携している民間の求人サイトへの登録を促し、保育士、保育従事者採用に関するサポート、情報提供をしている。
- 交付書面の不足、保育の記録漏れ、発育チェックの漏れ  
交付書面の不足、保育の記録漏れは多くみられる。その際、見本を示しながら指導をしている。児童の発育チェックを毎月実施できず指導となっている施設もあり、これらの項目については指導すれば比較的すぐに改善されるが、継続的に確認していくと漏れが生じている施設がある。
- 建物に関する事項  
建物に関する事項で指導となっている施設のほとんどは、ビルにテナントとして入っている施設である。移転を検討しているが、具体的な方針が決まっていない状況である。

## 自治体として取り組んでいること

- 人材採用に関するサポート、情報提供  
人員配置に関して採用に苦労している施設が多く、別部署で提携している民間の求人サイトへの登録を促し、サポート、情報提供をしている。自治体の取組みによって採用につながったか確認はしていないが、指摘した施設において保育士の採用ができ、基準適合となった施設もある。
- 前年度の立入調査の結果の周知  
前年度の立入調査の結果を集計し、当年度の立入調査の通知の際に指導の多かった項目を事例として周知している。他の施設で指導となっている項目を知ることで、基準に対して意識が向けられるようになった。

## 今後、国等に求める支援

- 採用に関する補助  
人員配置に関して指導になる施設、困っている施設が多くある。採用に関するサポート、情報提供等を実施しているものの、課題が残る施設もある。採用に関する補助などがあれば助かる。

## 2.2.2.12 自治体 L

### 自治体概要

- 区分：政令市
- 施設数：61 施設
- 立入調査実施率：100%
- 立入調査実施人数：2 名（他、応援人員を得ている）
- 巡回支援指導員活用の有無：無
- 巡回支援指導員の人数：一

### 立入調査実施率が高い・低い理由

指導監督等の業務に従事している担当者は 1 名であり、認可外保育施設の補助金業務、保育士確保対策業務とも兼務している。立入調査に際しては、他の係から人員の応援を得て、2 名体制で実施している。人員が少ない中でも、毎年 1 回の立入調査と、その合間の巡回指導を全件実施している。

### 立入調査実施体制における課題・工夫

ほぼ 1 名体制の状況ではあるが、立入調査に関しては応援を依頼し、不足を補充している。自治体の体制としても、認可外保育施設の担当者として最低 2 名は必要である。立入調査とは別に、巡回指導についても 1 名で担当しているため、業務がひっ迫しており、何とかこなしている状況である。効率化したいと考えているが、施設側からの相談事が増えており、逆に時間がかかっている。また令和 5 年度の立入調査に関しては、安全計画が作成されているか、マニュアルが整備されているか等の確認を行うと 1 時間半～2 時間程度はかかってしまう状況であった。市としては質を高めることに重点を置いているため、効率化をすればよいという話ではないと感じる。どんな考えを持っているか、どこに注意すればよいか等について施設と話をしていると時間が必要になる。一番は安全の確保が課題であるため、その点に力を入れている。

### 巡回支援指導員活用における効果・課題

立入調査や巡回指導における、外部人材活用については、認可保育施設にて活用しているものの、認可外保育施設では必要性がないと認識されている。予算の問題もあり、現状、予算確保の話まで進んでいないが、別のことに予算をつけるべき、という考えに至っている。認可外保育施設における巡回支援指導員の活用は、優先度が低い状況である。

## 指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法

年度初めに調査計画を立てた後、施設に対して調書や必要な資料を事前に用意してもらっている。立入調査の1か月以上前に施設へ通知したうえ、調査を実施している。通知に関しては全施設に一斉に発出するのではなく、2か月分をまとめて発出するようにしている。個別に発出すると時間がかかりすぎてしまい、一斉に通知してしまうと施設側が失念してしまうケースもある。2か月分をまとめることで自治体側の負担を減らしつつも、施設側が忘れてしまうリスクを軽減できる。令和4年度は8月から立入調査を開始したが、令和5年度は対象が増加したため、6月から立入調査開始となった。立入調査の通知は1か月前の5月に発出した。通常、立入調査は毎月7件程度を予定しており、多い月でも10件程度におさめるように計画を立て、11月に完了するようにしている。運営状況報告書は5月1日に提出してもらい、前年度の結果と併せて確認したうえで立入調査に臨んでいる。

立入調査の実施スケジュールを組むうえで、送迎バスを使用している施設は早めに立入調査を実施している。令和5年度は7月に3件、8月に1件実施した。送迎バスに安全装置を設置しているか、正常に作動するか等を確認している。安全装置を設置したものの、どのような警報音が鳴るのか知らないケースもあるため、立入調査時に施設職員と警報音を鳴らして確認作業を行っている。

書類については、事前提出書類等は定めておらず、自治体側で用意した名簿やチェックリストをもとに、施設側で資料を作成してもらい、立入調査当日に確認している。名簿やチェックリストは市独自の様式である。経験の浅い自治体職員でも、立入調査の確認ポイントが容易にわかるようにしている。チェックリストについては、運営状況報告書と同じような内容だが、立入調査前日の状況を把握するような内容も追加されている。職員名簿については、点検しなければならない項目（名前や資格等）があるため、名前だけ事前に記入してもらい、立入調査当日に確認する運用としている。職員のほかに児童の名簿も用意してもらっている。その他、認可保育施設では虐待等の禁止に関しては、例えば「児童の心身の状態等を観察し、身体的虐待や不適切な養育等の早期発見に努めているか」等、8項目を確認している。また、「登降園管理」の用紙を作成し、送迎バスの事故防止の観点だけでなく、「予定していた登園がなかった場合に連絡しているか」といった登園時の確認項目や、送迎バスを使用している園に対しては「マニュアルがあるか」といった確認をしている。また、安全計画の作成が義務化されたため、当日確認用に自治体側で安全確認のチェックリストを個別に作成している。

## 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 有資格者の配置不足

インターナショナルスクールにおいて、英語の先生が重視され保育士が不足しているケースがある。日本人の保育士よりも、生の英語に触れさせることを重視するため、外国人の先生を採用することに注力している施設が多い印象がある。外国人が経営する施設では、ほとんど保育士がいなかった。インターナショナルスクールに通う児童の中にも、無償化の対象となる児童もおり、無償化対象として証明書を発行してもらいたい施設もあり、指導について全く受け入れないという姿勢ではない。

施設側からの相談では、保育士の募集をかけても応募がないとの話もある。当自治体では、保育士・保育所支援センターに求人を出すように勧めている。また、支援センターに求人を出してもらうほかに、支援センターの職員とともに園を訪問し、具体的な状況を聞き支援センターでも人材を探してもらうような取り組みも実施している。施設側の要望は、「英語がスムーズに話せること」である場合が多いが、「英語に関心がある」等の妥協点を探らないと人材を見つけることが難しい旨を伝え、調整を図っている。その結果 1名採用することができた。中には英語が堪能な人材を採用し、のちに保育士資格取得を目指し、取り組む施設も出てきた。

### 自治体として取り組んでいること

- 保育士の業務負担削減のための相談、助言業務
 

基準に対する助言だけでなく、保育士の負担を減らすための相談業務に積極的に取り組んでいる。保育士の業務過多が少しでも解消すれば、忙しくて手が回らない研修の実施等、改善につながると考えている。保育士の困りごとに対する一般的な助言や、障がい児のサポートに関する情報提供等、アドバイスに努めている。特に、近年「気になる子」の相談が増えている。対応する保育士が疲れきってしまう場合もあるため、専門的な知識を持ち対応する必要があると考え、参考資料の提供や研修の案内を行ったり、療育を勧める等の対応も実施している。

### 今後、国等に求める支援

- ベビーホテル等への立入調査に関する支援
 

ベビーホテル等への立入調査を強化しなければいけないと思っている。立入調査を担当する事務職員のサポートに、専門職員として保育士を配置できるような取り決めにしてほしい。立入調査を行う場合の規定には「専門職が入ると望ましい」との記載があるが、それだけでは弱いと感じている。巡回支援指導員を入れるか、巡回指導する職員としては「保育士や看護師が望ましい」と規定してもらえると、巡回指導の質も変わってくると思う。かつて児童育成協会の監査に参加したことがあったが、保育士資格を持った方と一緒に巡回訪問した際に、別の視点があって非常によいと感じた。
- 保育施設の事務職員採用に関する補助
 

事務職員を雇う予算がないとの話があるため、保育士を基準以上に配置したら補助金が出る等の支援をしてほしい。人員をただ配置するだけでは負担が増えるだけのため、併せて補助金が出る仕組みになればよいと思う。

## 2.2.2.13 自治体 M

### 自治体概要

- 区分：権限移譲の自治体



- 施設数：59 施設
- 立入調査実施率：47%
- 立入調査実施人数：2～3 名
- 巡回支援指導員活用の有無：無
- 巡回支援指導員の人数：—

#### **立入調査実施率が高い・低い理由**

2 年で全施設の立入調査を実施する計画としており、その理由は自治体の人手不足によるものである。職員は認可保育施設の業務とも兼業しており、認可外保育施設の立入調査まで手が回らないため、人手不足の解消が必須となる。現状は、少人数であるうえ、保育施設の立入調査だけが担当業務ではないため、物理的に難しいと考える。最近ではこども家庭庁関係の業務も対応しており、その合間で立入調査を実施せざるを得ない。

#### **立入調査実施体制における課題・工夫**

認可外保育施設の立入調査等を実施しているのは 3 名であり、1 施設に対して、通常は係長 1 名 + 係員 1 名の 2 名体制で実施している。新人や慣れていない者が担当する場合は、3 名体制を組むこともある。基本的には 2 名体制のため半分ずつ分担し、お互いの資料も確認するようにしている。また、不明点は施設側に都度確認するようにしている。職員の中には習熟していない者もあり、令和 5 年度に関しては、保育施設担当の職員 3 名全員が異動となったため、慣れていない職員で立入調査を実施することとなった。現状、人手不足により、2 年で全施設の立入調査を実施しているが、前年度の立入調査で文書指摘があった施設は翌年度も再度回るようにしている。

#### **巡回支援指導員活用における効果・課題**

人手不足を解消するために都道府県に対して申し立てをしているが、手当されていない状況にある。人手不足を、巡回支援指導員等の外部人材の活用で解決しようとする動きもないと認識している。理由は自治体の財政的負担によるものであるが、どのように活用できるのかイメージが湧かないのも事実である。

#### **指導監督等の年間の流れ、書類の提出・確認方法**

指導監督等の業務は、4 月初めに、施設に対して運営状況報告書の提出を依頼するところから始まる。4 月末を提出期限とし、提出後、内容を確認している。その後、8 月頃に調査対象の施設に電話し、日程を調整している。日程が確定した後に、改めて立入調査の実施通知を個別に発出し、9 月から立入調査を開始する。

運営状況報告書には添付書類として、施設の平面図、保育の全体計画、重要事項説明書、資格証の写し、職員名簿等の提出を求めている。以前は自己点検表の提出を求めていたが、現在は規定が変更となり提出が不要になった。通知の際に、立入調査当日に必要な書類を伝え、当日は運営状況報告書に沿って確認し、必要であればその場、もしくは後で提出してもらっている。口頭指摘があった施設は書類のみの確認としている。

### 不適合となっている項目と判断理由、指導内容について

- 虐待  
施設職員が同施設に入っている自身のこどもに対して、虐待をしたケースがあった。自身のこどもだったことが理由であったと認識している。「虐待をしないこと」と、「虐待に対する研修に取り組むこと」を求める形で、文書指導を行った。虐待への取組状況と定期的基準確認を行い、現在、状況は改善されていると認識している。

### 自治体として取り組んでいること

不適合の施設に関しては、令和4年度に、ある施設に対して、文書指摘時に一度証明書を返還してもらった。その後、指摘解消時に、証明書を施設に発行したが、令和5年度に再び文書指摘が発生したため、再度証明書を返還してもらおう等の対応をしている。

また、自治体の体制としては、人手不足の状況ではあるが、立入調査の質を高め全件実施できるような体制を作れるように努力していきたいと考えている。

### 今後、国等に求める支援

- 保育施設の人材確保  
施設側の職員配置において対応が必要であり、募集をかけても応募が少ない状況と認識している。保育の項目は満たしているが、それ以上の条件（休日等の調整）が入ると、すべてを満たす人材を確保することが難しい状況である。
- 基準の明確化  
基準やチェックリストで求められる内容がわかりづらいと感じている。保育計画等は何をどこまで作成すればよいのか、認可外保育施設にどこまで求めるのか不明瞭な部分もある。月案・週案の作成については施設によってバラバラである。施設から相談を受けることがあるが、自治体側も何をどのように作成すればよいかアドバイスするところまで熟知できていない。自治体側にアドバイスできるベテラン人材が不足しているということも考えられるが、基準に対する解釈を全国で統一させ、施設が相談できる場所があればよいと思う。

## 3 有識者検討会

### 3.1 実施概要

本調査研究事業に対する助言を受けるため、有識者検討会（「認可外保育施設の指導監督基準の適合促進に関する調査研究」に係る検討会）を設置した。以下に、有識者検討会の実施概要を示す。

日時：令和5年12月～令和6年3月の間にそれぞれ1～2時間程度

形式：Web会議ツールを用いたオンライン形式

検討内容：

- ① ヒアリング方針及びヒアリング項目に関する助言
- ② 事例集及び最終報告書の取りまとめに関する助言
- ③ そのほか本調査事業の調査方針や取りまとめに関する助言等

有識者検討会のメンバーは、学識経験者2名と自治体において認可外保育施設の指導監督にかかわる職員7名で構成され、オブザーバーとして、こども家庭庁より3名が参画した。

以下に、メンバー及びオブザーバーを示す。（50音順、敬称略）

#### メンバー

- ・ 大西 薫 岐阜聖徳学園大学短期大学部 幼児教育学科 准教授
- ・ 大野 紀久子 名古屋市子ども青少年局保育部運営課（主査）
- ・ 久木元 美琴 専修大学 文学部 教授
- ・ 久保 拓治 川崎市こども未来局・幼児教育部保育第2課（課長補佐）
- ・ 徳永 のり子 川崎市こども未来局・幼児教育部保育第2課（課長）
- ・ 永原 卓郎 京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室（認可外保育施設係長）
- ・ 横地 優里 名古屋市子ども青少年局保育部運営課（主事）

#### オブザーバー

- ・ 安達 美紗 こども家庭庁 成育局保育政策課認可外保育施設担当室（係長）
- ・ 徳本 多佳子 こども家庭庁 成育局保育政策課認可外保育施設担当室（専門官）
- ・ 宮本 里香 こども家庭庁 成育局保育政策課認可外保育施設担当室（指導監査官）

以下に、有識者検討会の議事次第を示す。

#### 第1回検討会

- 開催概要
- アンケート調査結果について
- ヒアリング方針について
- 事業全体に対する自由討論
- 今後の進め方について

#### 第2回検討会

- 第1回検討会での主な意見と対応方針について
- ヒアリング結果速報について
- 事例集アウトプットイメージについて
- 今後の進め方について

#### 第3回検討会

- 第2回検討会での主な意見と対応方針について
- 事例集の作成状況について
- 報告書の作成状況について

## 3.2 検討結果

保育の質の向上という観点で、認可外保育施設が基準に適合していくためには、建物の構造に関するハード面での支援、保育の質に関するソフト面での支援が重要であり、特にソフト面に関しては、巡回支援指導員等、現場を理解した専門的な知識を持ち合わせた人材を活用した、保育の専門領域の助言が必要であるという意見を得た。

事例集に関しては、自治体職員がイメージしやすく、実際に取組みができるように取りまとめを実施するとよいついとの意見を得た。特に、各自治体の状況がわかるように、自治体ごとの施設数や、指導監督等の業務に従事する職員の人数等を明らかにする等の工夫が必要であるとの指摘を受けた。また、自治体の指導監督等の業務の体制を強化することで、認可外保育施設の保育の質が向上した事例や、不適合の施設に対し、どのように指導をした結果、基準に適合することができたのか等の事例を、積極的に収集する必要があるとの意見も得た。

本調査研究事業全体において、指導監督等の業務における自治体の体制強化が必要であることが認識された。また、自治体ヒアリング調査から、保育現場での人手不足の状況について、情報収集することもできた。無償化の経過措置期間が終了しても、認可外保育施設に対しては、引き続き基準に適合するよう指導していく必要がある。無償化の対象となるための基準ではなく、こどもの安心安全のための基準であることを、自治体側、施設側も改めて認識し、保育の質の向上を目指して双方が努力していくことが重要である。

## 4 総括

本調査研究事業では、認可外保育施設の基準適合の促進に向けて、地方自治体の体制、基準適合判定の在り方、基準適合に向けた支援について調査・分析を行うとともに、自治体が認可外保育施設の指導監督等の業務において、参考となり得る事例集の作成を行った。

認可外保育施設の指導監督等の業務を実施するにあたり、立入調査の実施率が低い主な理由は、自治体の人手不足であることがわかった。体制強化に関する対応策としては、巡回支援指導員の活用が考えられるが、自治体の予算不足、巡回支援指導員の活用事例がわからない等の理由により、活用がなされていない状況である。

自治体職員だけでは体制が不十分であっても、巡回支援指導員を活用して対象施設の絞り込みを行ったり、巡回支援指導員を会計年度雇用職員として採用するなどして、立入調査を全件実施している自治体もみられた。

不適合となっている理由については、建物の構造によるものと保育の質に関するものの、2 つに分けることができた。

建物の構造によるものでは、保育室を2階以上に設ける場合に、避難経路が確保できておらず、不適合となっている施設があった。対応としては修繕、移転が必要となり、現状、国の費用補助等の支援策はあるが、建物の管理者との交渉が上手くいかず修繕ができない、移転先としてふさわしい建物がない等の理由で、活用が進んでいない状況である。

また、保育の質に関するものでは、保育従事者の数及び資格、非常災害に対する措置（消防計画、避難訓練）、保育内容（研修、不適切保育）、健康管理・安全確保（児童、職員の健康診断）、利用者への情報提供（掲示項目、交付書類漏れ）等の項目で不適合となっている施設が多くあった。

人員配置、避難訓練、研修に関しては、募集しても有資格者、保育従事者が集まらず、人手不足により避難訓練や研修等に割く時間がないこと等が要因であった。また避難訓練に関しては、消火避難訓練、不審者訓練ともに毎月実施すべきところを、毎月交互に実施と誤認していることも要因の1つであった。児童の健康診断に関しては、施設で健康診断を実施していない場合に、保護者から母子健康手帳の写しが未提出の状態のまま提出を促していないこと、保護者との連携不足等が要因であった。消防計画、情報の掲示に関しては、計画の策定方法がわからない、掲示項目、交付書類について認識していない等の施設側の知識不足等が要因であった。

人手不足により研修実施が困難な場合には、今後スマートフォン、タブレット端末等で受講できるオンデマンド研修などを検討していく必要がある。避難訓練が実施できていない場合には、避難訓練をクラスごとに分けて実施する等の実施方法に関する具体的な事例の共有が必要である。保護者との連携不足による健康診断の未実施については、巡回指導の強化により定期的な確認、助言などを実施し、不適合の解消に努めていくことが重要である。消防計画の策定については、研修の実施や、国が示している児童福祉施設における業務

継続ガイドライン<sup>2</sup>等を提示することにより、施設ごとにより詳細かつ具体的な計画の策定が可能になると考える。施設側の知識不足による掲示項目、交付書類の漏れについても、一時的な研修を実施したのち、巡回指導等を通じて施設側の継続的な取組みの確認をフォローアップする等の対応が有効であると考え。

人手不足に関しては、現状、国の支援策として保育士資格取得に関する支援事業があるものの、要件が厳しいことにより活用に至っていないケースや、支援事業について認識のない自治体もみられ、今後は活用事例も含めた支援事業に関する周知活動が必要である。

令和6年9月末に幼児教育・保育の無償化の経過措置期間が終了することとなっている。期間が終了しても、こどもが安全で健やかに育つための保育を目的とし、認可外保育施設の指導監督を実施していかなければならない。現状、認可外保育施設においては、基準を遵守することができない施設も存在し、こどもが安心、安全に保育される環境にない施設もある。人手不足等で立入調査や巡回指導の実施に苦慮している自治体も存在するが、抜き打ちでの巡回指導を年に複数回実施し、認可外保育施設の実態を把握することが有効であることも、自治体ヒアリング調査から明らかとなった。

また、認可外保育施設の届け出の際には、基準に適合していない状態でも設置を認めることができる状況であり、自治体が新規届け出施設に対して、より注意深く指導監督を実施している。今後、自治体職員の業務負担も考慮し、基準に適合していない施設については、届け出時点で設置を認めない等の措置を検討する必要があることも、今後の課題として提示したい。

このような現状の改善に向けて、この報告書並びに事例集が、認可外保育施設の指導監督等の業務を実施する、自治体職員の業務の一助となれば幸いである。また、認可外保育施設における保育の質の向上に向けた、支援策の検討が行われることを期待したい。

最後に、この場を借りて、自治体アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただいた自治体、そして多大な協力を賜った有識者の皆様に感謝申し上げたい。

<sup>2</sup> こども家庭庁「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」（令和4年3月31日）

([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/6666f757-7772-4156-9835-2c8bca59be64/f1af1668/20231013\\_policieskosodatehienchousasuishinchosar03-02\\_s2.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6666f757-7772-4156-9835-2c8bca59be64/f1af1668/20231013_policieskosodatehienchousasuishinchosar03-02_s2.pdf))

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

## 5 参考資料

### 5.1 参考資料 1 (自治体アンケート調査票)

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「認可外保育施設の指導監督基準の適合促進に関する調査研究」に関するアンケート調査				
No.	項目	選択肢	入力形式	入力欄 (※入力形式に記載の方法で入力ください)
<p>本調査は、ご家庭の「令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業」にて公表された調査研究課題「認可外保育施設の指導監督基準の適合促進に関する調査研究」において、KPMGコンサルティング株式会社から採択を受け実施するものです。調査結果は、各自治体による認可外保育施設への指導監督の実施方法を把握するためのものとして、また今後の認可外保育施設の質の向上を図るための仕組み検討などに活用させていただきます。皆様方がいただいたご回答の一つひとつが、認可外保育施設の質の向上にとって極めて有用なものとなります。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>～ご回答にあたって～            ○ご回答いただいた内容は外部に開示しないよう、適切に管理いたします。ご家庭および弊社以外に公開されることは一切ございません。ご自由にお答えください。            ○途中保存はできませんのでご了承ください。            ○ご回答は、令和5年10月20日（金）までお願いいたします。            ○本調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。            KPMGコンサルティング株式会社 子ども家庭庁補助事業に関する調査事務局担当 坂井、鈴木、若木            電子メール：JP-FM-KODOMO@jp.kpmg.com            ※以下、オンラインシステムにおける入力による回答を想定。            ※アンケート調査対象：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市に該当するすべての自治体約130（権限を委譲している場合は、転送いただく）を想定。            回答所要時間：約15分～30分</p> <p>© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.</p>				
0.	プライバシーポリシーの確認			
1	アンケートの回答にあたっては、KPMGジャパンのプライバシーポリシーにつきましてご同意の上で、ご回答ください。 <a href="https://home.kpmg/jp/privacy">https://home.kpmg/jp/privacy</a>	1. 同意する	-	
1.	はじめに、自治体の状況についてお伺いします。			
2	自治体名を教えてください。	-	自由記載（〇〇市等）	
3	郡部署名を教えてください。	-	自由記載（〇〇課等）	
4	ご回答者様のお名前を教えてください。	-	自由記載	
5	ご連絡先（電話番号）を教えてください。（半角でご入力ください）	-	自由記載（半角）	
6	ご連絡先（メールアドレス）を教えてください。	-	自由記載	
Ⅱ.	貴自治体における認可外保育施設への立入調査の実施率について、以下の質問にご回答下さい。			
7	貴自治体における認可外保育施設（最新値）を教えてください。 ※児童福祉法に基づく届出があった施設数	-	自由入力 （〇〇施設（令和〇年〇月時点））	
8	貴自治体における立入調査実施件数（令和4年度実績）を教えてください。	-	自由入力（〇〇回）	
9	貴自治体における立入調査実施率（令和4年度実績）を教えてください。	-	自由入力（〇〇%）	
Ⅲ.	貴自治体における認可外保育施設への立入調査や指導監督（以下、「指導監督等」）の実施体制について、以下の質問にご回答下さい。			
10	指導監督等を実施している部門を教えてください。	1. 保育関係部署 2. 福祉施設の監督部署 3. その他	選択肢から、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：
11	指導監督の実施にあたり、他の自治体との連携・情報共有等を行っている場合は、その相手方を教えてください。	1. 都道府県 2. 市町村 3. 他の自治体と連携は行っていない	選択肢より、複数回答	
12	認可外保育施設への指導監督等を実施している人数を教えてください。また、そのうち、認可外保育施設への指導監督等を専任でなく他業務と兼業している方（認可施設と認可外保育施設両方の指導監督を実施している等）の人数も教えてください。	-	自由入力 （〇人（うち〇人が兼務））	
13	認可外保育施設への指導監督等を実施している方どのような経験等をお持ちの方ですか。	1. 保育経験のある方 2. 保育施設長経験のある方 3. 施設監督関係部署の職員 4. その他	選択肢より、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：
14	指導監督等の実施にあたり、巡回支援指導員を活用しているかどうかについて教えてください。	1. 活用している 2. 活用していない	選択肢より、単一選択	
15	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答された場合）指導監督等の実施にあたり、巡回支援指導員を活用した利点と理由について教えてください。	1. 人手不足等により指導監督の実施が一部困難であり、巡回支援指導員の活用により効率性を向上しようと考えたため（効率性の向上） 2. 巡回支援指導員の活用によって、より専門的な指導監督業務などを実施しやすくなったため（高質の向上） 3. 所管内の保育施設で事故等が発生し、より積極的に指導監督を行う必要が生じたため（事故対応） 4. 保育施設側から巡回支援指導員を活用してほしい旨の要望があったため（施設側からの要望） 5. その他	選択肢より、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：
16	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答された場合）巡回支援指導員の人数を教えてください。	-	自由入力（〇人）	
17	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答した場合）巡回支援指導員の活用による効果について教えてください。	1. 保育施設から好評だった 2. 担当者の指導監督工数が減った 3. 指導監督基準不適合の数が減少した 4. その他	選択肢より、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：
18	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答した場合）巡回支援指導員に求める経験について教えてください。	1. 保育施設における勤務経験（〇年以上） 2. 保育施設の高長等の経験 3. 保育の質に関する研究者等の学識経験者 4. その他	選択肢より、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：
19	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答した場合）巡回支援指導員の育成のための研修の実施主体について教えてください。	-	自由記入	
20	（巡回支援指導員を1.活用している」とご回答した場合）巡回支援指導員の活用における課題について教えてください。	1. 巡回支援指導員を導入しても、指導監督が必要なケースが減少しない 2. 巡回支援指導員によって指導内容・精度にはばらつきがある 4. 巡回支援指導員を導入しても担当者が入入調査をする必要があるため、効率化まで進まないと感じる 5. その他	選択肢より、複数回答 その他の場合は自由入力での記載もお願いします。	その他：

21	(巡回支援指導員を「1.活用している」と回答した場合) 巡回支援指導員の育成のための研修等を実施しているかどうかを教えてください。	1. 実施している 2. 実施していないが、今後実施する 3. 実施していないし、今後も実施する予定はない	選択肢より、単一選択	
22	(巡回支援指導員を「1.実施している」と回答した場合) 巡回支援指導員の育成のための研修の実施主体について教えてください。	1. 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市である県自治体にて実施 2. 当道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ではない県自治体にて実施 3. 当道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市である多自治体にて実施 4. 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ではない多自治体にて実施	選択肢より、複数回答可	
23	(巡回支援指導員を「2.活用していない」と回答した場合) 巡回支援指導員の活用を予定しているかどうかを教えてください。	1. 活用を検討している 2. 今後活用を検討する予定である 3. 現状、活用予定や検討予定はない	選択肢より、単一選択	
24	(巡回支援指導員を「2.活用していない」と回答した場合) 巡回支援指導員の活用にあたっての課題について教えてください。	1. 巡回支援指導員が集まらない 2. 巡回支援指導員に関する予算確保が難しい 3. 巡回支援指導員を導入しても担当者が立ち入り調査をする必要があり、稼働を確保できない 4. 現状担当で十分に支援指導の対応ができていないため、必要性を感じない 5. 担当者と保育施設の関係性の構築が重要と考えているため、導入は考えていない 6. 保育施設側の負担になることを懸念している 7. その他	選択肢より、複数選択可 その他の場合は自由入力での記載をお願いします。	その他:
25	(巡回支援指導員を「2.活用していない」と回答した場合) 巡回支援指導員を有効に活用するために同等の実績等について教えてください。	-	自由記入	
26	認可外保育施設における指導監督等の実施にあたり、国が作成した指導監督の事例集や指導監督のポイントに関する動画※を活用したことがあるかどうかを教えてください。 ※厚生労働省「認可外保育施設監督基準～みんなはどうしてる?」(事例集) [https://www.nri.com/jp/knowledge/report/jst/2022/mcs/social_security/0331_6] 厚生労働省「認可外保育施設への指導監督 8つのポイント」 [全体的]認可外保育施設への指導監督 8つのポイント - YouTube [https://www.youtube.com/watch?v=TWa77HhL6M]	1. 活用したことがある 2. 活用したことがない 3. 認識してなかった	選択肢より、単一回答	

IV. 県自治体における認可外保育施設における指導監督基準の適合性判定の在り方について、以下の質問にご回答下さい。

27	県自治体において、指導監督等の担当職員 1人あたりにおいて、どの程度の頻度で立入調査を実施されているかについて教えてください。	1. 1か月に平均10回以上 2. 1か月に平均5回以上、10回未満 3. 1か月に平均5回未満	選択肢より、単一選択	
28	立入調査対象施設をどのように決定されているかについて教えてください。	1. 毎年の運営状況報告や自主点検表を確認して決めている 2. 毎年の運営状況報告や自主点検表以外にも資料の提出を要求し決めている 3. 巡回支援指導員による巡回支援指導の結果を踏まえて決めている 4. その他	選択肢より、複数回答可 その他の場合は自由入力での記載をお願いします。	その他:
29	認可外保育施設における指導監督基準の適合性判定にあたり、施設側から、関連資料(運営状況報告書及び自治体が定めている資料(免許資格の写し、運動時観察表、児童名簿、消防計画、防火管理者に関する書類、保育計画、訓練記録等))を提示してもらい、確認を行われていると認識しています。その関連資料の確認状況について教えてください。	1. 全ての施設において、関連資料を積極的に確認している 2. 全ての施設において、関連資料に優先順位を決めて確認している 3. 一部の施設(立入調査実施対象や要確認対象施設)において、関連資料を積極的に確認している 4. 一部の施設(立入調査実施対象や要確認施設)において、関連資料に優先順位を決めて確認している 5. その他	選択肢より、単一選択	その他:
30	認可外保育施設における指導監督基準の適合性判定にあたり、関連書類の確認方法について教えてください。	-	自由入力	
31	認可外保育施設における指導監督基準の適合性判定にあたり、令和4年度「子ども子育て支援推進調査研究事業」において作成した書類審査用チェックリスト※の活用状況について教えてください。 ※ KPMGコンサルティング株式会社HP「認可外保育施設の指導監督に係る自主点検表[施設用]及びチェックリスト[自治体用]の形」(令和5年5月) [https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-cc-nursery-report-02.pdf]	1. 活用している 2. 認識しているが、活用していない 3. 認識してなかった	選択肢より、単一選択	
32	(審査書類チェックリストの活用について) 認識しているが、活用していないと回答された場合) 活用していない理由について教えてください。	-	自由記入	

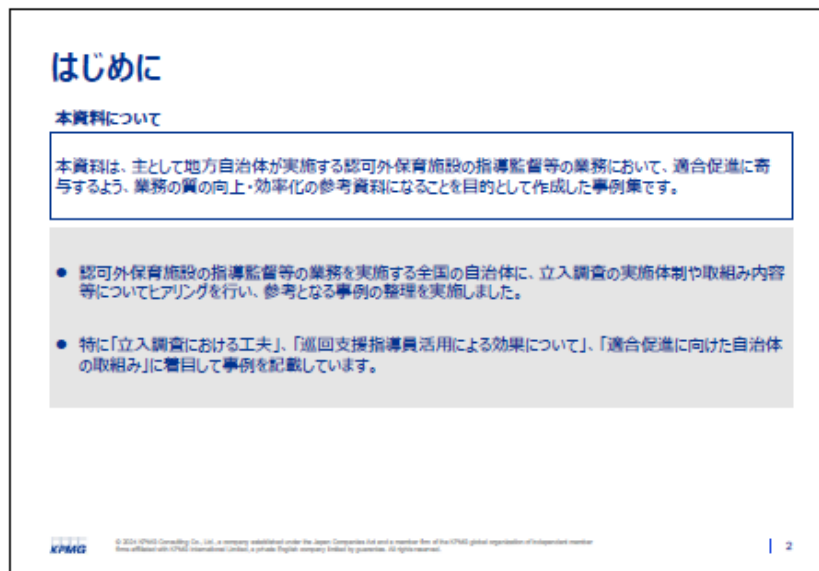
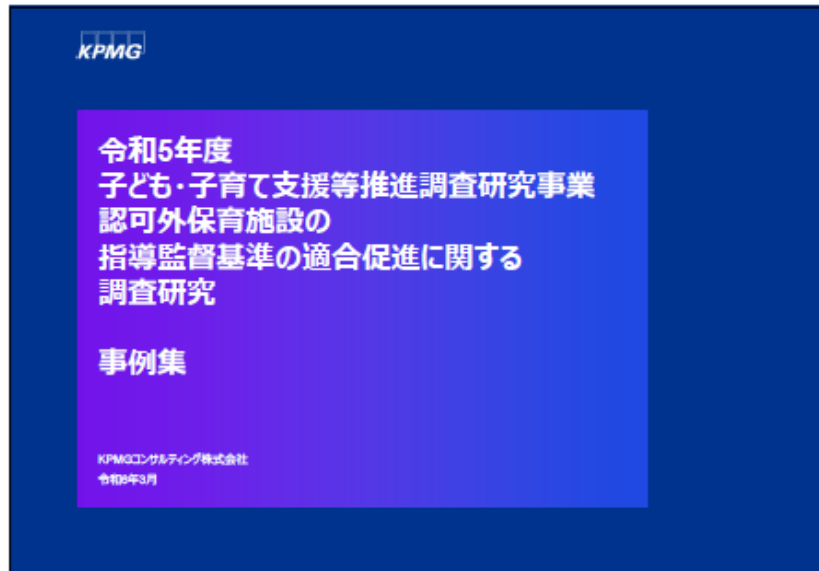
V. 県自治体における認可外保育施設における指導監督基準適合に向けた支援に関し、以下の質問にご回答下さい。

33	県自治体において、認可外保育施設における指導監督基準の不適合と判断した施設の有無について教えてください。(令和4年度実績)。	1. 不適合と判断した施設はなし 2. 不適合と判断した施設あり	選択肢より、単一選択	
34	(指導監督基準の不適合と判断した施設について、「2.不適合と判断した施設あり」と回答された場合) その施設数についてご記入ください。	-	自由記入 (0件 (令和4年度実績))	



35	(指導監督基準の不適合と判断した施設について、「2.不適合と判断した施設あり」と回答された場合) 指導監督基準の不適合と判断した主な理由について教えてください。	-	自由記入 (指導監督基準の項目を踏まえて回答ください)  【回答例】 不適合であった基準：第8利用者への情報提供 (2) 利用者利用契約が成立したとき、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。  理由：利用者に書面交付はしていたが(施設パンフレット)、基準に示されている項目のうち記載されていないものがあつた(施設の管理者の住所等)。	
36	(指導監督基準の不適合と判断した施設について、「2.不適合と判断した施設あり」と回答された場合) 指導監督基準への適合に関する主な指導内容について教えてください。	-	自由記入	
37	認可外保育施設における指導監督基準の適合に向け取組において、国や都道府県等の支援事業を活用しているかどうかを教えてください。	1. 国の支援事業を活用している 2. 都道府県の支援事業を活用している 3. 国と都道府県の両方の支援事業を活用している 4. 国と都道府県以外の支援事業を活用している 5. 支援事業は活用していない	選択肢より、単一選択	
38	(「1.国の支援事業を活用している」「2.都道府県の事業を活用している」「3.国や都道府県以外の支援事業を活用している」「4.国と都道府県以外の支援事業を活用している」とご回答された場合) 活用している支援事業の名称と内容を教えてください。	-	自由記入	
39	(「1.国の支援事業を活用している」「2.都道府県の事業を活用している」「3.国や都道府県以外の支援事業を活用している」「4.国と都道府県以外の支援事業を活用している」とご回答された場合) 活用している支援事業の効果について教えてください。	-	自由記入	
40	(「1.国の支援事業を活用している」「2.都道府県の事業を活用している」「3.国や都道府県以外の支援事業を活用している」「4.国と都道府県以外の支援事業を活用している」とご回答された場合) 支援事業を活用にあつた際の課題について教えてください。	-	自由記入	
41	(国や都道府県等の「5.支援事業は活用していない」とご回答された場合) 支援事業の活用意向について教えてください。	1. 活用を検討している 2. 今後、活用を検討する予定である 3. 現状、活用予定や検討予定はない	選択肢より、単一選択	
42	(国や都道府県等の「5.支援事業は活用していない」とご回答された場合) 支援事業を活用していない主な理由 (活用にあつた際の課題) について教えてください。	1. 自治体側の手続きが面倒 2. 保育施設の手続きが面倒なため、案内していない 3. 保育施設側で支援事業の活用を拒否している 4. 支援事業では対応できない課題が多い 5. その他	選択肢より、複数回答	その他:
43	(「支援事業を活用していない理由として「3.保育施設側で支援事業の活用を拒否している」とご回答された場合) 拒否の理由についてご記入ください。「3.保育施設側で支援事業の活用を拒否している」とご回答されていない場合は、「対象外」とご記入ください。	-	自由記入	
44	(「支援事業を活用していない理由として「4.支援事業では対応できない課題が多い」とご回答された場合) 課題内容を記入ください。「4.支援事業では対応できない課題が多い」とご回答されていない場合は「対象外」とご記入ください。	-	自由記入	
45	認可外保育施設における指導監督基準の適合に向け取組にあつて、国や都道府県等に求める支援策を教えてください。	-	自由記入	
46	VI.本調査研究事業に関する貴自治体へのヒアリングに関して、以下の質問にご回答下さい。 別途、オンライン等で1時間程度のヒアリングを実施させていただく場合、ご協力いただくことは可能ですでしょうか。(令和5年10月下旬～令和5年11月中旬頃の開催を想定) 以上でアンケートは終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。	1. 可 2. 不可	選択肢より、単一選択	

## 5.2 参考資料 2（事例集）



## 目次

	ページ
I 対象自治体一覧	4
II 立入調査における工夫	6
III 巡回支援指導員活用による効果について	17
IV 適合促進に向けた自治体の取組み	22

## I 対象自治体一覧

I 対象自治体一覧

認可外保育施設の指導監督等を行う、全国13自治体に対しヒアリングを実施

自治体	地域	都市区分	施設数	立入調査実施率	巡回支援指導員の活用
A	東日本	都道府県	1,047	25%	○
B	西日本	政令市	139	26%	○
C	西日本	都道府県	200	21%	×
D	西日本	都道府県	326	46%	×
E	東日本	都道府県	152	100%	○
F	西日本	政令市	111	100%	○
G	西日本	都道府県	88	100%	○
H	西日本	中核市	83	100%	○
I	西日本	政令市	64	100%	○
J	西日本	政令市	281	29%	○
K	東日本	政令市	148	95%	×
L	東日本	政令市	61	100%	×
M	東日本	権限移譲の自治体	59	47%	×

## II 立入調査における工夫

Ⅱ 立入調査における工夫 - ①人学不足解消における工夫 (1/4)

巡回支援指導員を活用することで、自治体職員に不足する専門性と人手を補完

ポイント

- 保育の専門的な知識を有する巡回支援指導員と自治体職員がペアを組み、巡回指導を兼ねて立入調査を実施。
- 保育の専門的な領域とそれ以外で役割分担をし、効率的かつ専門的に立入調査を実施。

自治体D

- 巡回指導を兼ねて立入調査を実施しており、巡回支援指導員と園の職員が2名ペアで立入調査を実施している。巡回支援指導員には指導監督基準のうち、主に保育内容、保健衛生に関して確認してもらっている。
- 巡回支援指導員は、午睡チェックや、こどもの心に寄り添った保育ができていないか等、自治体職員ではわからない部分を確認している。

自治体E

- 立入調査を実施する職員が各種社保健事務所1名しかいないため、巡回支援指導員8名を、県内10圏域の各種社保健事務所へ配置している。巡回支援指導員の配置のない福祉保健事務所については、職員のみでの対応となる。巡回支援指導員は、保育専門が7名、給食専門が1名となる。
- 1施設に対する立入調査の実施体制については、事務職員1名と保育専門相談員（巡回支援指導員）1名の2名ペアで実施している。
- 当該自治体では、立入調査を巡回指導と兼ねて実施しており、一般的な業務の確認、評価は、自治体の正規職員にて行い、保育内容に関する確認、評価（指導計画等の取組の検討）については、巡回支援指導員にて実施している。

Ⅱ 立入調査における工夫 - ①人学不足解消における工夫 (2/4)

巡回支援指導員を活用することで、自治体職員に不足する専門性と人手を補完

自治体H

- 認可外保育施設の指導監督等の業務の実施体制は、全体で7名。うち1名が再任用かつ保育士である。7のうち6名の職員は認可保育施設の立入調査も担当している。巡回支援指導員は会計年度任用職員で4名あり、保育士が2名、栄養士が2名となっている。立入調査においては、2〜3名1園で訪問し、必ず保育士が1名含まれるようにしている。自治体職員と巡回支援指導員での役割分担はなく、保育士とそれ以外で役割を分担している。保育士には保育計画等の保育の専門的な領域を確認してもらい、それ以外を自治体職員、栄養士が確認している。
- 巡回支援指導員については、立入調査だけでなく、巡回指導も担当しており、巡回支援指導員の保育士、栄養士が1施設1名ずつの体制で実施している。巡回支援指導員を活用して、自治体職員の業務負担が大幅に改善された。

Ⅱ 立入調査における工夫 - ①人手不足解消における工夫 (3/4)

### 施設が多い等の自治体においては、巡回支援指導員が巡回を行うことで施設のリスク濃度を把握し、職員による業務の効率化を実施

**ポイント**

- 立入調査の実施施設を中心に、巡回支援指導員を活用して巡回指導の体制を強化。
- 巡回支援指導員と業務を分担することで自治体職員の負担を軽減しながら、「保育の質」に関する専門的な助言により立入調査、巡回指導の質を向上させている。

**自治体A**

- 巡回支援指導員を活用して巡回指導における自治体の体制を強化している。
- 立入調査の実施施設も一定数あるという状況において、日頃の保育現場を巡回する仕組みが重要という判断から認可外保育施設の保育サービス質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、巡回支援指導員による「巡回指導チーム」を編成し、体制を強化した。
- 巡回指導は、1年に1回の訪問を目標として実施している。その結果、懸念がある施設については、立入調査に入ったり、あるいは、2、3回巡回指導訪問を行い改善を促している。

**自治体F**

- 1施設につき会計年度任用職員や再任用職員の巡回支援指導員2名で立入調査を実施している。自治体職員は、主に指摘事項があった施設や保護者から苦情があった施設を中心に巡回している。評価については巡回支援指導員が一過り実施し、職員はその結果を確認するようになっている。
- 巡回支援指導員の人数を増員することにより、安全に対する研修の実施（年3回程度）や、立入調査回数を2回に増やすなど、指導監督の体制を強化することができた。
- 巡回支援指導員には施設所長の経験者が多く、事前に状況報告書を読み込んで、ある程度状況を理解してもらえる。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 9

Ⅱ 立入調査における工夫 - ①人手不足解消における工夫 (4/4)

### 職員の新規採用や他部署からの応援等により人手を拡充し、全件の立入調査を実施

**ポイント**

- 職員採用に関し、地道な周知活動により、増員ができた結果、立入調査の全件実施が可能に。
- 自治体内で立入調査、巡回指導の実施が可能となるように様々なスケジュール組みを実施。

**自治体D**

- 令和4年度立入調査実施率が低かった理由は、人手不足（欠員）によるもので、令和6年度以降、施設への指導監督基準を強化するにあたり、職員の増員を検討。
- 施設数が多いため、人員が不足すると全件実施することが難しい状況であった。
- 令和5年度に関しては定員を1名増員し、8名採用することができ、欠員が補充され、立入調査の全件実施が可能となった。

**自治体I**

- 立入調査を実施する担当者は7名となり、うち再任用の保育教諭が2名、残りの5名は自治体の正規職員であり、そのうち4名が現役の保育教諭である。1施設に対して3名で組を構成している。立入調査の担当者と巡回指導の担当者は異なっており、巡回指導は立入調査の担当でない保育教諭、栄養士が、2名ペアを組んで実施することとしている。
- 立入調査、巡回指導に人は限られているが、全員が認可保育施設の立入や、小規模の巡回指導者と兼務となっている。様々なスケジュールを組んでいるため、この体制で指導監督等業務を実施することができている。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 10

Ⅱ 立入調査における工夫 - ②対象施設の選定や立入調査の優先順位に関する工夫 (1B)

### 注意の必要な施設へ適切なタイミングで立入調査ができるよう、計画立てを実施

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査開始前半に注意の必要な施設へ優先的に立入調査することで、効率的に立入調査が実施できている。</li> </ul>
<b>自治体G</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月上旬に全施設に対して一斉に通知を出し、7～11月にかけて認可外保育施設の立入調査を実施する。巡回バスを保有している施設に対しては、バス内への置き去りによる熱中症防止の観点から、7～8月の早い時期に立入調査を実施することとしている。</li> </ul>

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 11

Ⅱ 立入調査における工夫 - ②対象施設の選定や立入調査の優先順位に関する工夫 (2B)

### 立入調査の対象施設の絞り込みを行い、リスクの高い施設へ優先的、重点的に立入調査を実施

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回支援指導員を活用し、よりリスクの高い施設を報告。</li> <li>問題のある施設に対して、自治体職員が立入調査を実施することで、業務負担を軽減。</li> </ul>
<b>自治体J</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査の対象施設。前年度指導のあった施設、巡回支援指導員から報告のあった施設を中心に立入調査を実施している。</li> <li>5～6月の間に職員が立入調査を行い、巡回支援指導員が要請から巡回を開始、そこで問題があった施設に対し職員が追加で立入調査を実施する。</li> <li>巡回支援指導員に巡回指導を実施してもらうことで、問題のある施設について立入調査を実施することができるようになった。<u>対象施設を絞り込むことで、効率的に立入調査が実施できている。</u></li> </ul>
<b>自治体F</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年全施設に対して立入調査を実施しており、1施設につき会計年度任用職員や再任用職員の巡回支援指導員2名で立入調査を実施している。<u>自治体職員は遠出同行せず、指摘事項があった際や、保護者から苦情があった施設については同行している。</u></li> <li>評価については巡回支援指導員がその場で実施し、入力作業まで行っている。</li> <li>年2回の立入調査と巡回指導を兼ねて対応しているが、加えて新規施設の立ち上げや、転居、通報があった際には、調査時期以外でも巡回訪問をしている。</li> </ul>

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 12

Ⅱ 立入調査における工夫 - ②対象施設の選定や立入調査の優先順位に関する工夫 (3/3)

**立入調査の対象施設の絞り込みを行い、リスクの高い施設へ優先的、重点的に立入調査を実施**

自治体A

- 前年度検査項目において指摘になっている施設や、新規の施設、注意の必要な施設へ優先的に実施している。
- 年度の前半に上記のような注意の必要な施設の立入調査を実施し、後半に残りの施設を実施するようにスケジュールを組んでいる。

Ⅱ 立入調査における工夫 - ③職員の研修等に関する工夫 (1/2)

**マニュアルの作成、全体研修の実施により職員の専門性の向上と、スムーズな業務遂行を可能にしている**

ポイント

- 研修、マニュアルの作成により、自治体職員の業務の引継ぎ、ノウハウの構築を可能に。

自治体B

- 毎年立入調査が始まる前に、各項目の判断基準についてどのような状態であれば指摘とするのか、担当職員ですり合わせを実施している。
- すり合わせの際は、国から提供されたQ&Aを参考としている。
- また、新しく基準が改正されたものや、前年度の立入調査で判断に迷ったような事例を中心にマニュアルを作成し、職員で共有している。

自治体C

- 自治体職員の特性上、異動で保育知識のない職員が配属されてしまう。そのため、判断する際に指摘するポイント編ままとめたマニュアルを作成している。
- このマニュアルを活用し、8月上旬に全体で指導監視に関する研修を実施し、引継ぎやノウハウの構築を行っている。
- また、現場で判断に迷ったときは一旦持ち帰るようになっている。当該自治体では2か月毎に1回会議を実施しており、文書指導する予定の施設の状況、指導項目、判断理由等を話し合うようになっている。



Ⅱ 立入調査における工夫 - ③ 職員の研修等に関する工夫 (2/2)

経験の浅い職員でも立入調査ができるよう、他部署での経験やチェックリストで補填

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験の浅い職員でも立入調査の確認ポイントがわかるように、独自のチェックリストを作成。</li> <li>認可保育施設の立入調査で経験を積むことで、認可外保育施設の指導監督基準の解釈が可能に。</li> </ul>
<b>自治体L</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体独自の様式のチェックリストを作成し、経験の浅い職員でも立入調査の確認ポイントが容易にわかるようにしている。</li> <li>チェックリストは、運営状況報告書と同じような内容だが、立入調査前日の状況を把握するような内容も追加されており、職員名簿については、名前だけ事前に記入してもらい、立入調査当日に確認する運用としている。さらに、虐待等の禁止に関する項目を確認している。送迎/スの事故防止の観点では、登園時の確認項目や、「マニュアルがあるか」といった確認項目を設けている。</li> <li>また、安全計画の作成が義務化されたため、当日確認用に自治体側で安全確認のチェックリストを個別に作成している。</li> </ul>
<b>自治体H</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育施設の立入調査で経験を積んでから、認可外保育施設の主担当となるようなステップを踏むようにしている。</li> <li>認可外保育施設の指導監督基準は表現や解釈が難しいところがあるが、認可保育施設の指導監督基準は、細かく基準が設定されている。認可保育施設の立入調査で経験を積むと、認可外保育施設の指導監督基準がある程度読み解けるようになる。</li> </ul>

Ⅱ 立入調査における工夫 - ④ 組織編成に関する工夫

業務の引継ぎや知識習得のために、組織編成や部署異動のタイミングを考慮

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当の領域を作ることで保育全体について知識が不足している自治体職員でも、深い知識を得ることが可能に。</li> </ul>
<b>自治体J</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査は事務、安撫、保育と3項に分かれて実施している。それぞれが担当の項目の専門となることで、知識の不足している職員も知識を身に付けやすい体制としている。</li> </ul>
<b>自治体A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査を行う指導監督部門の調査員に対しては、<u>先輩職員による研修の実施や立入調査実行時の機会を設けるなどの取組み</u>を行っている。</li> <li>また、これまでの経費回答や検封内容を蓄積・共有するとともに、巡回支援指導員の専門的知見からの意見なども参考に、組織として適切に対応できる体制を構築している。</li> </ul>

### Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について

Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について - ④保育施設との関係構築 (1/2)

#### 巡回支援指導員による定期的な巡回によって保育施設との相談回数が 増え、保育施設との関係性の構築につながった

##### ポイント

- 巡回支援指導員を活用したことにより、保育施設との接触頻度が増え、自治体と保育施設の関係性の構築につながった。

##### 自治体B

- もともと少ない人数で実施していたため、巡回支援指導員を活用することで、施設へ訪問する時間が確保できるようになった。
- 全施設訪問することができたため、自治体と保育施設との連携ができるようになった。

##### 自治体F

- 重大事故防止の観点から、指導監督等の業務の体制を強化するため、巡回支援指導員を配置している。
- 巡回支援指導員が施設と関係性を構築してくれるため、自治体へ日々相談、問い合わせがくるようになっていて、提案も受け入れてもらいやすい状態になっている。
- 施設に寄り添った対応により、施設の特性を理解しながら、一定の質を確保していくことに取り組んでいる。

Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について - ①保育施設との関係構築 (2/2)

**巡回支援指導員による定期的な巡回によって保育施設との相談回数が  
増え、保育施設との関係性の構築につながった**

自治体A

- 巡回支援指導員が施設に寄り添いながら、専門的見地からの適切な指導・助言を繰り返し行っている。
- 巡回指導は、支援の側面もあり、施設側が質問や相談しやすい場でもある。巡回支援指導員を活用し、巡回指導を積み重ねていくことで、施設側との信頼関係を構築している。

Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について - ②保育の質の向上 (1/2)

**自治体職員ではわからない保育の専門的な助言や指導を施設側に行う  
ことで、適宜改善が行われ保育の質の向上につながった**

ポイント

- 自治体職員ではわからない、保育の専門的な指導が可能に。
- 自治体の立入調査の質も向上し、保育施設も専門的なアドバイスを受けることで保育の質の向上につながっている。

自治体B

- 元保育所職員が専門的な面でアドバイスをしているため、保育施設との連携ができ、かつ保育の質の向上に貢献している。
- 巡回支援指導員が巡回指導を実施し、必要に応じて自治体職員と立入調査を実施する体制をとっているため、1施設にかける時間が確保でき、自治体と保育施設の関係性の構築につながっている。

自治体C

- 立入調査において、巡回支援指導員に生観チェックや、こどもの心に寄り添った保育ができています。自治体職員ではわからない部分を確認してもらっている。
- 事故防止の観点からも現場で指導、確認をしてもらえるため、立入調査の質は向上したと考えている。施設側も自治体職員から受けることができないアドバイスを受けているため、大変になっている。

Ⅲ 巡回支援指導員活用による効果について - ②保育の質の向上 (2/2)

## 自治体職員ではわからない保育の専門的な助言や指導を施設側に行うことで、適宜改善が行われ保育の質の向上につながった

### 自治体E

- 管内の認可外保育施設において、子どもの死亡事故が発生したことを機に、県として指導監督体制の見直しを行った。
- 具体的には、子どもの安全面に關し、専門的知見からの指導監督を強化するための対応の1つとして、巡回支援指導員の活用に至った。立入調査で、施設の保育士と信頼関係を構築しながら、指導監督していくためには、専門的知見に基づき、現場を理解しながら、助言・指導をしていく必要がある。これらの対応は、自治体の正職員のみでは中々カバーすることができないため、巡回支援指導員の活用により、補填している。

### 自治体H

- 自治体職員だけでは保育に関する専門的な知識が不足しており、専門的な知識を取り入れなかったため、活用した。
- 立入調査の際は、自治体職員と巡回支援指導員での役割分担はなく、保育士とそれ以外で役割を分担している。保育士には保育士業務の専門的な領域を確保してもらい、職員の保育士資格等の確認や食事提供については、栄養士、自治体職員が確認をすることで、保育に関する専門的な領域を細かくチェックすることができている。

## Ⅳ 適合促進に向けた自治体の取組み

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ④日常的な支援の工夫 (1/8)

## ハローワークと協力して、有資格者不足の施設における保育士の採用を支援

**ポイント**

- ・ 保育士の採用を自治体が支援することで、人手不足の保育施設と求職者のマッチングを図っている。

**自治体B**

- ・ 就労に関しては各地域で募集をしているところではあるが、自治体としては情報提供の一環として委託している県の社会福祉協議会や市の保育園連盟と協力して「保育士フェア」等を実施し、保育士の就労に関する情報提供を行っている。
- ・ ハローワークや県の社会福祉協議会、市の保育園連盟で年に数回実施し、マッチングを図っている。
- ・ マッチングした数は多くはないが、実際に採用に繋がったケースはある。現在は各団体で年2回程度実施しているが、今後回数を増やす等検討をしている。

KPMG © 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International (“KPMG”), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 23

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ④日常的な支援の工夫 (2/8)

## 保育施設への継続的な情報提供や研修により、注意喚起や意識改革を実施

**ポイント**

- ・ 保育施設へ継続的に情報提供、研修を実施することで、注意喚起、安全に対する意識改革につながっている。
- ・ 前年度の指導項目を集計し、施設に配布することで、注意喚起、指導監督基準に対する意識改革につながっている。

**自治体D**

- ・ 毎年5月に認可外保育施設向けに研修を実施している。
- ・ 2部構成にしており、1部は行政説明、2部は毎年テーマを変えて実施している。
- ・ 2部のテーマについてはアンケートをもとに決定しており、保育施設の関心が高いテーマ、疑問を解決するテーマを決定し、保育の質に関する情報提供の場としている。

**自治体E**

- ・ 県庁において、認可外保育施設向けの「事業所内保育施設等保育従事者研修」を実施しており、現場職員の安全対策に関する基礎や保育の質の向上に取り組んでいる。
- ・ 認可外保育施設向けの研修については、毎年度、テーマを変えて実施している。過去の死亡事故を踏まえ、午後の閉園方法等の重要事項に関しては、毎年の研修内容に含めることとしている。

KPMG © 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International (“KPMG”), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 24

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ①日常的な支援の工夫 (3/8)

### 保育施設への継続的な情報提供や研修により、注意喚起や意識改革を実施

**自治体:**

- 他の施設がどのような項目で指導となっているか、注意喚起の意味も込めて、前年度指摘の多かった項目を重点し、施設に配布している。
- 他の施設別の指導要領を共有することで、どのような点に気を付ければよいのか、指導監督基準を満たさなければならない意識が高まっている。

KPMG © 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 25

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ①日常的な支援の工夫 (4/8)

### 施設の改善計画を可視化することで、進捗管理を実施

**ポイント**

- クラウドシステムに改善項目と今後の方針を記録することで、施設との情報共有および改善の進捗管理が可能に。

**自治体:**

- 立入調査の際に、市で独自に契約しているクラウドシステムに改善項目を入力している。
- 立入調査の終了時に、施設側にクラウドシステムの入力結果を見せながら、どの項目について、どのように改善し、またいつの時点で再調査を行うかを明確にし、今後の対応予定を記録しながら記録ができるようにしている。
- クラウドシステム上でデータの共有はできていないが、改善の進捗確認等に有用である。

KPMG © 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 26

## 保育施設の業務過多を改善するためのアドバイスを実施

### ポイント

- 施設に対して保育士の抱付ごとや障がい児サポート等の専門的なアドバイスをを行い、保育士の業務負担軽減に努めている。

### 自治体L

- 指導監督基準に対する助言だけでなく、保育士の負担を減らすための相談業務に積極的に取り組んでいる。保育士の業務過多が少しでも解消すれば、むしろ手が回らない研修の質改善、改善につなげると考えている。
- 保育士の抱付ごとに対する一般的な助言や、障がい児のサポートに関する情報提供も、アドバイスに努めている。特に、近年「気になる子」の相談が増えている。保育士が疲れてしまう場合もあるため、専門的な知識を持ち対応する必要があると考え、参考資料の提供や研修の案内を行ったり、療育を勧める等の対応も実施している。

## 幼児教育・保育の無償化の経過措置期間について、施設、保護者に対して周知

### ポイント

- 令和6年8月末に幼児教育・保育無償化の経過措置期間が終了することについて、改めて周知を行うため、対象となる国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書を出していない保育施設へ周知、市区町村を通じて保護者へも周知。
- 無償化対象外の施設であっても、指導監督基準適合のために指導を実施。

### 自治体A

- 令和6年10月以降、指導監督基準に適合していない場合は無償化の対象外となることについて、対象となる国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書を出していない認可外保育施設に改めて周知、保護者に対しては周知を行うよう指導している。
- 併せて、管内の市区町村に対し、認可保育施設の管年度入園案内を行うタイミング及び二次募集を行うタイミングで、対象となる認可外保育施設に通う保護者に対して、認可保育施設の入所申込手続きの案内等を依頼している。

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ②不適合に対する指導方法 (1/4)

繰り返しの指導と、継続した確認により不適合の改善を実現

ポイント

- ・ 継続的な取組みの確認を実施し、指導事項が解消したかどうかを判断。
- ・ 日々の業務・対応の積み重ねを確認するために、抜き打ちでの訪問を実施。

自治体B

・ 児童の健康診断、遊戯訓練

- > 健康診断は、1名でも不足していれば指導している。遊戯訓練については1か月でも実施の遅れがあれば指導し、改善報告書を提出してもらった。
- > 立入調査において、長期別健康診断や遊戯訓練の実施が確認できなかった場合は、継続確認期間を設け、次回立入調査で改善の確認を行っている。

自治体C

・ 安全管理体制

- > 安全管理体制が十分でないことに対する指導がある。安全確保については、調査時の対応のみではなく、日々の業務・対応の積み重ねによる改善が必要と思われるため、指導後の改善報告の内容で、気になる点があれば、数か月後に施設を訪問し、状況確認を行っている。
- > その後改めて、改善方針に関する資料を提出してもらったうえで、それでも改善が十分でないと思われる場合は、再度、抜き打ちで訪問・確認を行っている。

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ②不適合に対する指導方法 (2/4)

繰り返しの指導と、継続した確認により不適合の改善を実現

自治体E

・ 保育卒の面接要件、安全計画

- > 通常の活動の場を山等の野外としている「自然保育」という態様があり、保育卒の面接要件を満たさず、繰り返しの指導しているが、事業計画の抜本・方針上、理解が得られないことや物理的に迅速な対応が難しく、指導等のやり取りを繰り返しているケースがある。
- > 野外の活動場に柵を設置するよう指導しても、事業有例の方針（こども自身が危機管理能力を身に付けるために柵の設置は不要）と中々折り合いがつかずしたが、こどもの安全確保の重要性の説明や、対応のための補助金の案内を行い、3年やり取りを続けたい結果、改善された。

自治体M

・ 虐待

- > 「虐待をしないこと」、「虐待に対する研修に取り組みたいこと」を求める形で、文書指導とした。
- > 再度の立入調査を実施し、研修等の取組みと、状況の改善を確認している。現状は改善されている。



IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ②不適合に対する指導方法 (3/4)

### 関連機関と協力し有資格者の配置状況を改善

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターナショナルスクールにおいて、施設側の求める人材と、採用可能な人材の妥協点を探り、採用につなげている。</li> <li>・ 人材の採用から保育士資格の取得を目指す施設もある。</li> </ul>
<b>自治体L</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>有資格者の配置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インターナショナルスクールにおいて英語を話せる保育士が不足しており、有資格者の配置基準を満たせない傾向にある。<b>保育士・保育所支援センターに求人を出すように頼んでおり、支援センターの職員とともに園を訪問し、具体的な状況を伺い、支援センターでも人材を探してもらった取組みを実施。その結果、該当する人材を採用することになった。</b></li> <li>▶ また、施設側の要望は、「英語がスムーズに話せること」である場合が多いが、「<b>英語に関心がある層の妥協点を探り、調整を回っている。英語を話さなくてもできる人材を採用し、のちに保育士資格取得を目指す取組みを始めた施設もある。</b></li> </ul> </li> </ul>

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd. a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 31

IV 適合促進に向けた自治体の取組み - ②不適合に対する指導方法 (4/4)

### 証明書の返還、はく奪等厳しい対応を実施

<b>ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続した取組みの遅延や、再三の改善要請に対しても改善がみられないケースにおいて、<b>証明書の返還、はく奪を実施。</b></li> </ul>
<b>自治体M</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度に、ある施設に対して、<b>文書指摘時に一度証明書を返還してもらった。</b></li> <li>・ その後、指摘解消時に、<b>証明書を施設に発行したが、令和5年度に再び文書指摘が発生したため、再度証明書を返還してもらった状態である。</b></li> </ul>

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd. a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. | 32



本報告書の著作権は、KPMGコンサルティング株式会社に帰属します。ごども家庭や自治体を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。ただし、著作権法において認められている利用については弊社の承諾なくご利用できます。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を受けた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用にご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんので留意ください。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



## お問合せ先

KPMG コンサルティング株式会社

T : 03-3548-5111

E : [kc@jp.kpmg.com](mailto:kc@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/kc](http://kpmg.com/jp/kc)

本報告書の著作権は、KPMG コンサルティング株式会社に帰属します。こども家庭庁・自治体を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。ただし、著作権法において認められている利用については弊社の承諾なくご利用できます。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を受けた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.